

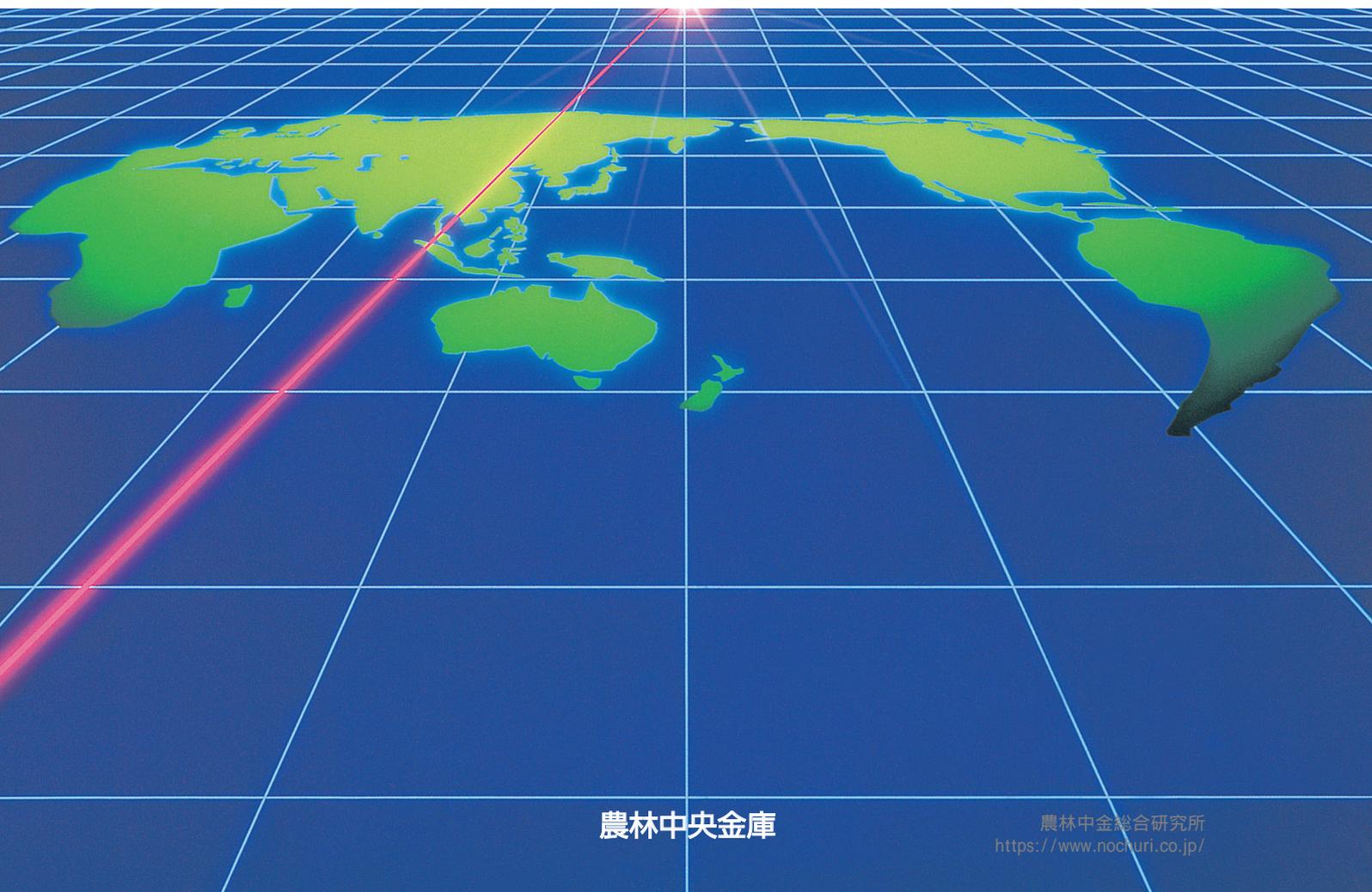
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2025 **3** MARCH

持続性からみた農政と金融

- EU環境戦略の農業関連分野における成果と調整
- JAバンクにおけるESG地域金融



30年前の警鐘

今から30年前に食料危機の可能性について警鐘を鳴らし、大きな注目を集めた本がある。レスター・R・ブラウン著今村奈良臣訳「だれが中国を養うのか？—迫りくる食糧危機の時代—」（ダイヤモンド社発行）である。同書は、世界最大の人口をほこる中国がこのまま人口増加と経済成長を続けた場合、食料消費の質的变化による穀物輸入拡大（2030年に2.1～3.7億トン）が生じ、世界的な食料不足を招きかねないとした。

同書の前提としては中国の高い経済成長と人口増加がある。一般的な傾向として、所得水準の低い国は経済成長に伴って畜産物需要が高まり、それを飼養するための飼料（穀物）需要も高まる。経済成長に伴う一人当たり穀物消費量の高い伸びと高い人口増加率、この2つの条件が成立した場合には、穀物需要が急速に拡大するわけである。

実際に、その後も中国は高い経済成長を継続する。一人当たり名目GDPは95年の約600USドルが23年には約12,600USドルと20倍に増加した。そして、中国人の食生活も大きく変化する。食肉供給量は95年の年間一人当たり34kgから22年には70kgへと倍以上になり、穀物供給量も一人当たり168kgから221kgへ増加した（以下数字はFAOSTAT、中国は中国本土の数字）。同書の想定したように中国の食料消費は質的に大きく変化したのである。にもかかわらず、少なくとも同書が予測したような中国発の世界の「食糧危機」は起こらなかった。30年前の警鐘はいい意味ではずれた。そこには2つの大きな要因があるとみられる。

一つは、世界全体の穀物生産の拡大に加えて、中国自身の穀物生産が同書の想定以上に拡大したことである。日本、韓国、台湾を例示しつつ工業化等により減少するとみられていた穀物生産面積は95年8,931万haから23年には9,999万haへと約1,000万ha増加した。さらに技術的限界が指摘された単収も10a当たり466kgから642kgへと1.4倍になった。その結果、穀物生産量は全体で4.16億トンから6.42億トンと約2億トンも増加したのである。そして、穀物のネット輸入量も年による変動は大きいものの23年で5,620万トンと同書の想定のおよそ4分の1～6分の1、国内生産の10分の1以下にとどまっている。単収増加には、品種改良、灌漑施設の整備などのほか肥料投入の増加が大きく寄与している。ただし肥料の過度な投入はGHGガスの排出要因ともなり、その削減が現在取り組まれている。

もうひとつは、中国人口が想定以上に早く、しかも低い水準で減少に転じたことである。同書の想定では、95年当時12億人だった中国人口が30年には16億人に達するとされた。しかし、中国人口は22年の14.25億人をピークに減少にすでに転じている。もし、16億人にまで増加が続いていた場合中国の穀物輸入量は単純計算で約7,000万トン増加し、世界の食料需給をよりタイトにしたことであろう。

このように同書の「だれが中国を養うのか？」という問いの答えは中国自身だったわけである。翻って日本をみると、95年に235万haだった穀物栽培面積は23年には184万haへ減少。単位収量は600kgから625kgと4%しか伸びず、穀物生産量は全体で1,412万トンから1,150万トンへ減少した。ネットの穀物輸入量は2,213万トンと国内生産の2倍に上っている。「だれが養うのか？」という問いを真剣に考える必要があるのは、むしろ現在の日本ではないだろうか。

（株）農林中金総合研究所 常務取締役 内田多喜生・うちだ たきお

今月のテーマ

持続性からみた農政と金融

今月の窓

30年前の警鐘

(株) 農林中金総合研究所 常務取締役 内田多喜生

EU環境戦略の農業関連分野における成果と調整

平澤明彦 — 2

JAバンクにおけるESG地域金融

重頭ユカリ — 34

談話室

更新するということ

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役社長 高 義行 — 52

統計資料 — 54

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

EU環境戦略の農業関連分野における 成果と調整

理事研究員 平澤明彦

〔要 旨〕

欧州連合（EU）では数年来、環境戦略と農業の間で摩擦と調整が続いている。欧州議会の欧州人民党は農業部門の不満に同調して各種立法案を大きく後退させた。欧州委員会は産業と農業に配慮して方向転換を図り、農業・環境の両部門を交えた「戦略的対話」を実施した。

農業に対する環境規制の強化は規模を縮小しつつも大きな前進を果たした。また、順守費用の高い規制をインセンティブによる誘導に変更する動き、農業環境施策と環境政策の連携強化、農業環境データの集積・蓄積が見込まれる。

2024年初頭の農業者デモを受けて、環境要件の緩和、農産物販売の契約強化、生産者組織への挺入れ、不公正取引慣行の規制強化が打ち出された。

戦略的対話の勧告は、持続可能性ベンチマークなどの新施策や、農業GHG削減目標の設定、植物性たん白質の消費促進を含む。また棚上げされていたファームトゥフォーク戦略の各種施策について今後の方向性を示しており、実質的な再始動につながる可能性もある。

目 次

はじめに

1 政治情勢の展開

- (1) 環境戦略の攻勢
- (2) 欧州議会における反動
- (3) 欧州委員会の方針転換
- (4) 2024年の農業者デモ以降

2 立法措置の実績と内容

- (1) ファームトゥフォーク戦略（F2F）
- (2) 生物多様性戦略（BDS）
- (3) 2023年の補完パッケージ
- (4) F2Fの積残し課題

(5) 農業脱炭素の施策

3 2024年の農業者対策

- (1) 経過と概要
- (2) GAEC緩和
- (3) CMO規則の改正
- (4) 戦略的対話の勧告

4 考察

- (1) 環境戦略の方針転換と成果
- (2) 2024年のGAEC緩和等の意味
- (3) 戦略的対話と環境戦略
- (4) 次期CAPへ向けて

はじめに

欧州連合（EU）では数年来、環境戦略と農業の間で摩擦と調整が続いている。環境部門からのやや一方的な攻勢の後、農業部門が巻き返しに転じ、2024年からは両者を含むステークホルダーの対話とそれに基づく政策形成を進めようとしている。環境・気候対策と、農業振興・食料安全保障を両立させることは、EUにとどまらずわが国にとっても未解決の課題である。わが国はEUのファームトゥフォーク戦略を参考にしてみどり戦略を策定し、食料・農業・農村基本法の改正では食料安全保障と農業の環境負荷低減の両方を基本理念とした。農地資源の乏しい日本では、二つの理念の兼ね合いは、EU以上に難しい面があると考えられる。先行して問題が表面化したEUの情勢は日本にとっても参考になると思われる。

本誌等で平澤（2021、2022）はEUの環境戦略による農業への要請と共通農業政策（CAP）による対応について整理し、また平澤（2023a）は22年までに登場した政策文書や立法案に基づき、様々な分野で農業に対する環境規制の大幅な強化が検討されていることを紹介した。本稿はその後の動向をまとめ、農業関連部門における環境戦略の成果を確認するとともに、今後の展開を展望する。

以下の構成は、まずこの間の情勢変化を概観したうえで、環境戦略に基づく立法や

施策の進捗を分野別に確認し、今後につながる方針転換と新たな動きを整理したうえで、考察を行う。

1 政治情勢の展開

(1) 環境戦略の攻勢

EUでは5年ごとに行われる欧州議会選挙の後に、EUの政策立案と立法案策定を担う行政当局である欧州委員会の委員（国の閣僚に相当）が選任される。19年の選挙後、12月に就任したフォンデアライエン委員長は主要な政策として包括的な環境戦略「欧州グリーンディール（EGD）」を打ち出した。この年、欧州議会では緑の党と中道リベラル派が議席を増やして選挙前に予想されていた極右の伸長を抑え、EUでは50年の温室効果ガス（GHG）純排出ゼロ目標へむけた合意の形成が進んでいた。

EGDの主な分野は温室効果ガス（GHG）の排出削減策とそれを支える経済・産業の転換であったが、それと並んで環境保全や生物多様性も重要な柱であり、そのための分野別戦略として20年に農業・食品関連分野を対象とする「ファームトゥフォーク戦略（F2F）」と、生態系の保全を目指す「2030年へ向けた生物多様性戦略（BDS）」、そして21年に「EU土壌戦略」を策定した。いずれも農業にかかわりの深い戦略である。F2FとBDSは同時に発表され、各種の施策を提起するとともに、農業に対して共通の数値目標を与えた（第1表）（平澤2022）。

やがて施策の具体化が進むなかで、土壌

第1表 環境戦略による農業等達成目標(2030年)を義務付ける立法案

| 達成目標(注) | 立法案 | 内容 | 目標設定の現状(2025年1月末) |
|-------------------------|----------------------|------------------------------|--------------------------|
| 花粉媒介者増加(B) | 自然再生法案 | 各国に義務付け | 成立 |
| 生物多様性 景観農地10%(B) | | 水準を定めず各国拡大義務 | 成立、義務付けせず(設定・達成とも) |
| 養分損失半減、 肥料2割削減(F, B) | 土壌健全法案 (土壌戦略中の構想) | 義務付けを検討 | 立法案(土壌モニタリング法案)は左記目標を含まず |
| 化学農薬リスク半減 (F, B) | 植物防護製品持続可能 使用規則案 | EU合計50%削減、国別削減率の設定 | 廃案 |
| 有機農業農地25% (F, B) | | 水準を定めず国別拡大計画を義務付け | |
| 小売・消費の 食品廃棄半減(F) | 廃棄物枠組指令の改正案 | 流通・外食・家計30%削減、 加工・製造10%削減 | 審議中 |

資料 平澤(2025a)掲載表に加筆、更新

(注) 表中「達成目標」の「F」はファームトゥフォーク戦略、「B」は生物多様性戦略。養分損失と農薬リスクの半減は、2022年に国連生物多様性条約の締約国会議(COP15)で採択された達成目標と同様。食品廃棄半減はSDGs達成目標12.3。

戦略(上記)や22年にかけて提出された立法案は、画期的な内容であると同時に農業に対する規制の強化を多く含むことが明らかになった。共通する傾向として、既存環境施策の進捗がはかばかしくないなかで、環境劣化の趨勢を食い止めるため大規模な制度改正や新しい規制枠組みの導入が顕著であり、そこには上記数値目標の義務付けや、規制対象範囲の現在および将来にわたる拡張、国別の義務的達成目標の設定と計画策定および進捗管理、農場レベルの監視と報告義務、詳細なデータと記録の要求といった要素が含まれていた(平澤2023)。

(2) 欧州議会における反動

これに対して、当初から環境戦略に対して懐疑的であった農業部門は反発を強めた。すでにCAPの環境対策で農業者の事務負担は増している。農業部門は環境対策には費用がかかるのでCAP予算の増額が必要であると主張したが実現しなかった。EUの農業は環境や動物福祉の規制が強まって輸

入農産物との競争で不利になっており、新たな環境戦略はそれを助長するものとみなされた。その一方で環境戦略が謳う環境親和的な農業の市場機会は不明確であった(平澤2025a, c)。

そしてEGDの直後から続発したコロナ禍とウクライナ戦争が情勢を大きく変えた。農産物需給の変調(ウクライナからの大量の農産物流入を含む)や、肥料とエネルギーの価格高騰は農業経営を圧迫した。景気の停滞と食品価格の上昇によって有機食品の需要減退など消費者の姿勢も変化した。農業部門はそれ以外にも異常気象と災害の増加や、南米(メルコスール)との自由貿易協定、家畜の疾病といった問題を抱えており、不満を募らせた。そして環境対策は少なくとも当面先送りすべきとの意見が強まった。

欧州議会ではこうした状況が24年の選挙に向けた争点となった。最大の政治党派である欧州人民党(中道右派)が、選挙へ向けて22年から右寄りかつ農業寄りの姿勢を

強めたのである。そして23年にはF2F/BDSの各種立法案が農業者の経営と食料生産、ひいては食料安全保障を脅かす懸念があるとして厳しい姿勢をとり、他の右派会派もそれに同調した。一連の立法案を推進する中道左派（社会民主主義系）と緑の党は守勢に回り苦戦した。もともとEGDは中道各派と緑の党の合意によって形成されたものであり、欧州人民党のこの離反によってF2F/BDSは農業関連分野で大幅な後退を余儀なくされた。環境保護の枢要な立法案は縮小ないし撤回され、農業に対するF2F/BDS数値目標の義務付けはほとんど実現していない（前出第1表）。

23年はEU各地で極右や右派、EU懐疑派の政党が国内の選挙で議席を増やし、右派政権も増加した。オランダではこれに農業が加わって大きな動きとなった。農業に対する環境規制の急速な強化に反発する農民市民運動党（2019年結成）が3月の地方選挙で躍進した結果、連邦上院で第一党となった。続いて同年11月の下院選挙では極右政党（自由党）が初めて第一党になり、翌24年7月に右派の連立政権を成立させた。農民市民運動党はこの政権に参加して農業大臣の席を得たほか、欧州議会にも進出した。

そして24年6月に実施された欧州議会では右派とEU懐疑派が伸長し、緑の党とリベラルは大きく議席を減らした。中道右派である欧州人民党は25年ぶりに議席が増え、30年来の議席減少が続く中道左派と明暗を分けた。同党の右寄りの軌道修正が奏功し

た形である。この選挙後も引続き中道両派と緑の党ないしリベラルを合わせれば過半数となり、協力すれば従来型の政策形成を維持することは可能であるが、その一方で欧州人民党と右派を合わせても多数派を形成することが可能となった。

(3) 欧州委員会の方針転換

欧州委員会のフォンデアライエン委員長の出自は欧州人民党であり、同党の軌道修正と欧州議会の情勢に合わせて産業や農業への配慮を強め、EGDやF2Fの方針転換を図った。それまで欧州委員会は、もっぱら食料安全保障に対する最大の脅威は気候変動と生物多様性の喪失であり、環境サービスと安定した気候の維持こそが農業生産の安定に貢献すると主張して農業部門と議論がかみ合わず、委員会内部でも農業担当委員から反発を受けていた。そうした長期的な課題と、当面の農業経営や食料生産の間で折り合いをつけることが課題であった。また2023年夏には、それまで欧州委員会でEGDを牽引してきたティメルマンズ上級副委員長（中道左派）が自国オランダの国政選挙に出るため欧州委員会を去ることとなり、以後はフォンデアライエン委員長がEGDや農業について前面に立つことが多くなった。

フォンデアライエン委員長は23年9月13日の一般教書演説で、食料を供給する農業者に対して感謝の意を表明したうえで、自然と調和した食料安全保障、そして農業と自然保護の両立を目指して農業者とともに

「EU農業の将来に関する戦略的対話」を実施すると予告した。これが転換点となり、同年秋に予定されていたF2Fの各種立法案の提出は、対話を優先するとして棚上げされた。こうした情勢下で、当初予定23年半ばまでに予定されていたF2Fの見直しは明示的には実施されなかったが、同年7月5日に新ゲノム技術や植物繁殖材料に関する新たな立法案が提出された。

欧州委員会の方針転換は農業分野に限ったことではない。欧州人民党は欧州グリーンディールが食料安全保障だけでなく産業にも悪影響を及ぼすとして批判した。これに呼応してフランスなど一部の加盟国は、新たな規制提案の中断と、採択済みの施策への注力を求めている。それを受けてフォンデアライエン委員長は上記の一般教書演説で、脱炭素のビジネスモデルに関する産業界との「クリーン移行対話」を予告し、またドラギ元欧州中央銀行総裁（元イタリア首相）に欧州の競争力の将来に関する報告書（通称「ドラギ報告書」）の作成を依頼したと発表した。クリーン移行対話は23年10月から24年4月まで産業部門別に9回にわたり開催され、議長は欧州委員会のシェフチョビッチ上級副委員長（ティメルマンズからグリーンディール担当を引継いだ）が務めた。なお、その後欧州委員会は25年1月から「欧州自動車の将来に関する戦略的対話」を開始し、フォンデアライエン委員長が自ら議長を務め、低下しつつあるEU自動車産業の競争力について強化策を検討している。

(4) 2024年の農業者デモ以降

欧州議会選挙を控えた24年前半には1月から2月を中心としてEU各地（注1）で上記の各種問題に抗議する農業者のデモが行われ、トラクターによる道路封鎖やウクライナとの国境封鎖も多く発生した。化石燃料に対する補助金削減の一環として農業用ディーゼル燃料（軽油）の税制優遇措置廃止が各国で検討ないし提案されたことも火に油を注いだ。これを受けて同年末にかけて各種の農業者支援策が提案、導入された。後述するとおり、主な対策の一つは直接支払いの環境要件緩和であり、2013年および2021年CAP改革による環境対策の強化を後退させる内容を含んでいた。

そうしたなかで24年1月から8月にかけて農業の戦略的対話（前項）が開催され、9月には報告書が提出された。この会議には農業・食品部門（肥料および種子産業を含む）、市民社会（環境団体を含む）、農村の主要団体と学界から29人が委員として参加し、ドイツで同種の委員会（農業未来会議）を率いたペトロシュナイダー博士が議長を務めた（平澤2025b, c）。フォンデアライエン委員長は開催の当初から、戦略的対話の結論を今後数年間の農業政策に反映させると表明していた。

フォンデアライエン委員長は欧州議会選挙の後、欧州議会から再任の承認を受ける直前の2024年7月18日付政治指針（von der Leyen（2024））で24～29年の政策方針を提示した。そしてそのなかで農業については、戦略的対話の提言を踏まえ、地球の限界の

範囲内で農業部門の長期的な競争力と持続可能性を確保するための「農業・食料ビジョン」を再就任から百日以内に提出すると述べた。また、それと同じ日程で、競争力のある産業と質の高い雇用のための新たな「クリーン産業ディール」や、欧州防衛の将来に関する白書、そしてEU拡大へ向けた政策の点検も提示される。同年9月に公表されたドラギ報告書（注2）を先取りして競争力を重視し、またウクライナ戦争関連の対応に重きを置く内容である。これらの重点は、欧州首脳理事会が6月に採択した5年間の戦略的課題（European Council (2024)）に定めるものである。

そして25年1月29日に新たな文書「競争力コンパス（羅針盤）」が発表された。欧州委員会の29年までの任期の「枠組みをなすもの」（EC2025, p.26）であり、ドラギ報告書の提言を受けて競争力と脱炭素化の両立を目指す。この文書は、4つの分野すなわち①イノベーション、②脱炭素と競争力の両立、③対外依存の削減および安全保障と、④制度環境の整備（enabler）について、2年間の方針と48項目の行動計画を示している。これらのうち、おもに②すなわち脱炭素・競争力の分野が欧州グリーンディールの次の段階を引き継ぐものとみてよさそうであるが、生物多様性や自然保護に関する記述は乏しい。農業・食料ビジョンとクリーン産業ディールはいずれもこの分野の行動計画に含まれており、25年第1四半期に提出される予定である。また、それ以外に欧州グリーンディールに関連する事項と

しては、③に気候変動への適応と水不足対策が含まれている。

（注1）各種報道によれば少なくとも15か国。欧州北西部（フランス、オランダ、ドイツ、ベルギー）や、南欧（イタリア、スペイン、ギリシャ）、中東欧（ポーランド、ルーマニア、スロバキア、ハンガリー、ブルガリア、チェコ、リトアニア、ラトビア）までEU全域にわたった。国内各地でデモが行われた国も多かった。

（注2）ドラギ報告書（Draghi (2024 a, b)）における農業への言及は数か所に過ぎず記述も短い。当該箇所では資材の輸入依存や、AIと人工衛星技術の活用などについて述べている。

2 立法措置の実績と内容

本節ではF2F/BDSおよびGHG削減関連の立法について実績と内容を確認する。やや煩雑になるが各制度の概要と意義、成立したEU法については審議過程における欧州議会（および閣僚理事会）による立法案の修正、そして修正後の内容を、農業・食品部門との関係を中心に整理する。未成立の場合は立法案、あるいは必要に応じてその前段の政策文書を取り上げる。ただし、平澤（2023a）と重複する場合、各施策の一般的な背景や以前からの経緯は適宜割愛する。

節内の項立ては環境戦略の分野別であり、平澤（2023a）を踏襲した（1）F2F、（2）BDS、（5）脱炭素と、その後の（3）新たな施策パッケージ、そして（4）F2Fの積み残し課題からなる。政治情勢の変化と対比しやすくするため、各項では原則として時系列順に施策を説明する。

なお、EUにおける立法案の審議は欧州議会と閣僚理事会の両方で行う。ほとんどの

場合（通常決定手続きと呼ばれる）、両者の合意が無ければ立法案は成立しない。欧州委員会の立法案に対して両機関がそれぞれ修正案を定め、欧州委員会を加えた三機関交渉により妥協を図るのが通例である。欧州議会では、農業委員会や環境委員会等の分野別委員会が審議に主要な役割を果たすのに加えて、全議員の出席する本会議では他部門の意見も反映される。

(1) ファームトゥフォーク戦略 (F2F)

F2Fによる立法案（第2表）は農業に対する規制の程度に応じて異なる経路をたどったように見える。技術的な内容の規則はいずれも大過なく成立したのに対して、「企業

持続可能性デューデリジェンス指令」は一次産業と食品製造業に不利な規定が削除され、農薬の使用に対する規制を強める「持続可能使用規則案」は廃案となった。以下、各立法措置の推移と内容を確認するが、表の最初の2項目は技術的なものであり、かつ平澤（2023a）で説明したためここでは触れない。

また、後述するとおり食品・消費と動物福祉の分野には、立法案の提出されていない事項が多く残っている。

a 企業の持続可能性注意義務

企業持続可能性デューデリジェンス指令 2024/1760（略称CSDDD）は、企業活動によ

第2表 F2Fに基づく立法の進捗

| |
|--|
| <p>微生物農薬の承認・認可を簡素化する4規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年10月26日草案、2022年8月31日採択、同年11月21日から適用 ・微生物農薬に適した制度に変更、手続きの所要期間を短縮し、化学農薬の代替手段の提供を促進 ・活性物質の承認基準（規則2022/1438）、活性物質の提出情報および微生物のデータ要件（規則2022/1439）、農薬の提出情報および微生物農薬のデータ要件（規則2022/1440）、微生物農薬の評価と認可の統一原則（規則2022/1441）を定める。既存の規則1107/2009、規則283/2013、規則284/2013、規則546/2011の改正による。 |
| <p>農業投入・産出統計規則2222/2379</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年2月2日立法案公表、2022年11月制定、2025年1月1日から適用 ・データの追加：放牧など草地の生産、農薬使用（経過措置あり）、養分収支 |
| <p>企業持続可能性デューデリジェンス指令 2024/1760</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年2月23日立法案公表、2024年6月13日制定、2029年7月26日から適用 ・企業活動による人権と環境への悪影響について、大企業に相当の注意義務（デューデリジェンス）を課し、一定の調査と配慮、気候変動緩和の移行計画の採用と実施、結果の報告などを求める |
| <p>農業持続可能性データネットワーク (FSDN) 規則2023/2674</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年6月22日立法案公表、2023年11月29日制定、同年12月19日から適用 ・既存の農業会計データネットワーク (FADN) に項目を追加して持続可能性（経済、環境、社会）に関する農場段階のデータを収集 ・ベンチマークの公表や参加農業者への助言に活用、データの再利用による効率化 |
| <p>植物防護製品持続可能使用規則案 COM(2022)305final（廃案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年6月22日公表（自然再生規則案と同時）、2024年5月撤回 ・F2F/BDS目標（農薬の使用とリスクの半減）を目的とし義務付け、国別目標と削減計画、監視 ・総合防除 (IPM) 義務付けの強化、加盟国の制度運用改善、農薬データ整備、代替農薬や精密農業促進 ・CAPに特例を設け、法令順守対応の費用をエコスキームと環境・気候管理誓約により助成 |
| <p>輸送中の動物の保護に関する規則案 COM(2023)770final</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年12月7日公表、理事会・欧州議会はそれぞれ審議中 ・移動時間の制限、輸送中の空間の拡大、輸出条件の厳格化、輸送中の温度管理 |

資料 各法令および文書等により筆者作成

る人権と環境・気候への悪影響について、EU内外の大企業に相当の注意義務（デューデリジェンス）を課し、具体的には一定の調査と配慮、気候変動緩和の移行計画の採用と実施、結果の報告などを求める制度である。F2FやBDSなど、EGDの各種分野別戦略や計画は、持続可能な企業統治を求めている（前文13）。立法案の提出から2年強で成立したが、準備期間のため適用は成立の5年後（2029年）からである。

当初の立法案には、影響の大きな部門である第一次産業やその製品の卸売・加工、食品製造業などの企業は比較的小規模でも規制対象とする規定があったが、欧州議会の提案により削除された。また、適用対象となる企業の最低規模が引上げられた。

b 農場の持続可能性統計整備

農業持続可能性データネットワーク（FSDN）規則2023/2674は、既存の農業経営統計である農業会計データネットワーク（FADN）を拡充し、経済・環境・社会の持続可能性に関する農場レベルのデータを収集するものである。立法案の提出（2022年6月）から1年半弱で成立した。データは政策の策定と進捗把握に用いられるほか、ベンチマークの作成・公表や参加農業者への助言に用いられる。データの再利用とデジタル化により効率化を図る。

c 農薬使用規制強化の撤回

持続可能使用規則案（EC（2022））は、同分野における既存の指令を置き換え、農薬

の使用規制を定める。この規則案と、前述の自然再生規則案は同時（2022年6月）に発表された。前者はF2Fに属しつつ、生態系保全対策のうち農薬に関する部分を受け持ち、BDS/F2Fの農業数値目標（農薬リスクの半減）の義務付けを担う。

大きな特徴は新たに農薬のリスク半減を目的に据えたことと、厳しい報告義務である。拘束力のある国別目標と国別計画による進捗管理を行う。また、総合防除の実施を強化するとともに、農薬使用の制限と監視を強化する。業務上の農薬使用者には、各国の電子記録簿に総合防除の実施状況と、農薬の散布記録の入力を義務付ける。さらに農業者の規則順守に要する費用を助成するため、CAPの環境関連施策（注3）を利用可能とし、その場合は環境要件を免除する。

この規則案は全面的に農業を対象としているうえ規制色が強いため農業部門と欧州人民党、さらには農薬業界からの反発が強く、審議には自然再生規則案よりも時間を要した。農相理事会は22年12月に欧州委員会に対して追加的な影響評価を6か月以内に提出するよう求め、それまでの間関連部分の議論を遅らせた。影響評価の提出を受けた時点で、多くの農相にとって障害となった条文は国別の義務的削減目標と、影響を受けやすい場所での農薬使用禁止であった（2023年7月）。

そうしたなかで欧州議会の農業委員会は野心的な修正案報告書を採択した（2023年10月）。報告書は害度の高い農薬については

2030年の削減目標を65%に引き上げ、低リスク農薬と生物的防除の利用拡大目標を導入し、環境と人体における農薬およびその代謝物のモニタリングと、農薬による職業病の記録と報告、輸入品に対するEUと同等の基準の適用、EUで承認されていない農薬と活性物質の輸出禁止を求めた。

ところが、欧州議会の本会議はこの案を採択せず、環境委員会への差戻しもしなかった（2023年11月）。制度上は農相理事会が第二読会を求めれば審議の継続が可能であるが、立法案は政治的に死に体とみなされた。欧州委員会のフォンデアライエン委員長は翌24年2月6日に欧州議会本会議で、この立法案が分極化の象徴になっているとして取下げの方針を表明（同年5月実施）するとともに、対話を経てより成熟した内容で新たな提案をできるであろうと述べた。このとき、委員長は自然の保全を成功させるにはボトムアップかつインセンティブに基づく方法が必要であり、収量の減少を上回る手厚いインセンティブが求められると明言し、その例として公的助成と価格プレミアムを挙げた（2024年2月6日付報道発表）。

（注3） 具体的な施策はエコスキームと、環境・気候管理誓約。

d 輸送中の動物の保護提案

輸送中の動物の保護に関する規則案（2023年12月）（EC（2023f））は、家畜など動物の輸送にかかる時間の制限を強化し、輸送中の動物に与えられる空間を拡大し、輸出の

規定を厳格化し、輸送中における高温・低温への対応を定める。現在審議中であり、欧州議会の審議は初期段階にある。

（2）生物多様性戦略（BDS）

ここで取り上げる4つの立法措置（第3表）は、3つがBDS、1つがゼロ汚染行動計画によるものである。各立法案の修正内容を対比すると、EU農業への影響が大きいほど、また提出時期が遅いほど、農業に対する規制強化の規模を縮小する方向で強く変更された。とはいえBDSによる3つの立法措置はいずれも画期的な内容であり、修正後もその性格を保っている。また、土壌モニタリング法案はその内容から見て多分に農業以外の産業の利害も反映して大幅に縮小したと考えられる。

a 無事成立した森林破壊規則

森林破壊規則2023/1115は、森林破壊（木材の場合は森林劣化も含む）を伴う土地で生産された農林産物の販売と輸出を禁じる（規則2023/1115（以下同じ）第2条第13項、第3条）（注4）制度である。取扱事業者には情報収集・リスク評価・リスク軽減策（第8条）を含む相当注意義務（デューデリジェンス）を果たし、声明書を提出するよう定められている（第3条、第4条）。対象となる農林産物は森林破壊への寄与が大きな対象農林産物（relevant commodities）（牛、カカオ、コーヒー、油ヤシ、ゴム、大豆、木材の7品目）およびそれらを原材料ないし飼料とする関連産品（relevant products）である

第3表 BDS等に基づく立法の進捗

| |
|--|
| <p>森林破壊規則2023/1115</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年11月17日立法案公表、2023年5月31日制定、2025年12月30日より適用(改正により当初より1年間延期された結果) ・EUで販売ないし輸出される農林産物7品目と関連製品に、森林破壊と無関係かつ生産国の関連法制に従った生産を要求、声明書の提出を義務付け ・対象の拡大を検討(2024年6月まで:森林の範疇、2025年6月まで:森林以外の生態系、品目や関連製品、金融機関の義務規定) |
| <p>指令2024/1785による産業・家畜飼養排出指令2010/75の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ汚染行動計画による、2022年4月5日立法案公表、2024年4月24日制定、2026年7月1日より適用 ・対象となる畜産農場(養鶏・養豚)を拡大、畜産の簡易制度、畜種の追加(牛)は審議により削除 |
| <p>自然再生規則2024/1991</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年6月22日立法案公表、2024年6月24日制定 ・各種の生態系を再生の対象に含め、拘束力のある目標値を設定。国別計画の策定と進捗管理 ・BDS目標(授粉媒介者の減少を逆転)を義務付け ・農業生態系の目標値(5指標)は義務付けせず(立法案の審議により変更)。BDS目標(多様性の高い景観特性の農地10%)に貢献 |
| <p>土壌モニタリング法案(指令案) COM(2023)416final</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年7月5日立法案公表、三機関交渉中 ・土壌戦略で予告された土壌健全法案から規制色を薄めた立法案。土壌の健全性のモニタリングと評価、持続可能な土壌管理、汚染地について定める。F2F/BDS目標(養分損失と肥料の削減)は含まず |

資料 各法令および文書等により筆者作成

(前文38、第2条第1項)。

EUの輸入(1990~2008年)は森林破壊に関連する世界貿易の3分の1を占めており、本規則は輸入相手国における森林破壊を抑制して世界の森林保全に貢献することを目指している(前文18)。対外的な影響力の行使を意図している点は世界標準化を目指すEGDの方針と一致している。

このように野心的な規則であるが、さらに規制対象の拡大を検討し、必要に応じて立法案を提出するよう定めている(第34条)。検討対象は、(i)森林に分類されていないがある程度木の生えている土地(2024年6月まで)と、(ii)森林以外の生態系(草原・泥炭地・湿地など)、対象農林産物(トウモロコシなど)、関連産品(バイオ燃料など)、金融機関の義務規定(いずれも2025年6月まで)である(注5)。

この規則の審議過程では、欧州委員会の

立法案に対して欧州議会の意見を反映して環境規制を強化する多くの修正がなされた。これは欧州議会の通常姿勢であり、それが成立条文にも反映された点で、以後の主要な立法案とは対照的である。環境部門から見ればEGDの自然資源分野では珍しい成功例であったと思われる。無事成立した要因は、おもに輸入農林産物の規制を目指す制度でありEU域内農林業への影響は少ないかむしろ域内生産品の保護に資する面もあるとみられることに加えて、立法案の提出(2021年11月)と政治合意(2022年12月)が比較的早い時期であり、欧州人民党のEGD批判が本格化する前に審議が進んだことも寄与したであろう。

欧州議会の意見による修正の多くは、規制の範囲拡大、あるいは将来における拡大の余地を広げるもの、そして事業者に対する責任追及の強化である。やや詳細にわた

るが主な修正点を確認すると、第一に、対象農林産物にゴムを追加、関連産品にも複数の品目を追加した。第二に、森林劣化の定義（第2条第7項）を変更した。当初案は持続不可能な伐採による劣化であったものが、原生林・自然再生林の植林地への転換に置き換えられた（注6）。この変更により、たとえ持続可能な伐採を行っても人工林に転換した林地で生産すればEUでの木材販売は認められなくなった。第三に、対象農林産物と関連産品のリストを欧州委員会が委任法により修正できる（第34条第5項）こととなった。ただしその権限には複数の制約が課された（第35条）。第四に、当規則を見直す際の検討範囲を拡大ないし明示した。具体的には対象となる森林の範疇の拡張（2024年6月まで）と、追加品目としてトウモロコシ（対象農林産物）とバイオ燃料（関連産品）、そして規制対象業種として金融機関に対する特定の義務付け（第34条）（いずれも2025年6月まで）である。なお、欧州議会はこれらのうちバイオ燃料以外については施行当初からの適用を提案していた。第五に、罰則を強化した。違反に対する罰金の最高額は事業者の年間売上の4%以上であるが、当初案は当該EU加盟国における売上げであったものをEU全域の売上げに拡大した。そして第六に、利害関係者の懸念申し立てなどにかかる司法へのアクセスを確保する規定（第32条）を追加した。

当規則の導入にあたっては、相当注意義務（上記）の要件に含まれる生産圃場別の地理的位置情報（第9条第1項（d））が問

題となった。一部の取扱業者や輸出国は、多数の小規模農家から集荷する農林産物などは対応が難しいと主張し、ヤシ油の輸出国であるマレーシアとインドネシアはWTOに苦情を申し立てた。また、EUに輸出される畜産物の生産に用いられる飼料にこの要件が適用されれば対応が難しくなることも予想された。そうしたことを反映して、成立した条文では牛と、対象農林産物を飼料とする畜産物等については飼育された施設の地理的位置情報のみが要求されることを明記した（つまり飼育に用いられる飼料の生産地に関する地理的位置情報は不要）。その後、情報システムの準備が遅れたこともあり、関係者の準備期間を確保するために規則の適用は1年間延期されて25年12月30日からとなった（第38条第2項、規則2024/3234による改正）。

（注4）20年末所定の日付以降の森林破壊・劣化が規制対象となる。また、生産国の関連法規に従って生産することも要求される。

（注5）後述する規則の適用の遅れと欧州議会の政治環境の悪化からこうした立法措置は難しくなるとみられる。

（注6）欧州議会は森林破壊の定義に植林を含めるよう提案したが、閣僚理事会は国際的に認められたFAOの定義にそぐわないとして反対した。

b 大規模畜産の個別規制対象が拡大

産業・家畜飼養排出指令2010/75は大規模工場と大規模畜産経営による汚染物質の排出を規制している。指令2024/1785により改正された。畜産（養豚と養鶏）に関する改正の主眼は対象農場の拡大である。なお、この改正により名称が産業排出指令から変更されて家畜に関わる制度であることが明記さ

れた。

この指令は森林破壊規則とは異なりEUの農業に直接影響するうえ、立法案（2022年4月提出）の審議中に政治環境は大きく変化し、欧州議会が修正案を採択した2023年夏（環境委員会6月、本会議7月）までには欧州人民党が環境規制への反発を強めていた。また、当初立法案の基準を適用した場合、公表前の最新統計データによれば対象農場の割合が養豚場・養鶏場とも過半に達することが問題視された（平澤2023a）。こうしたことから、実現した規制強化の内容は当初案から大幅に後退した。

当初の立法案からのおもな変更点（いずれも緩和）は、①対象畜種の追加（牛）を取りやめたことと、②対象となる養豚場・養鶏場の拡大範囲を狭めたこと、そして③操業の許可制以外に登録制も可能となり、許可制の採用は加盟国の任意となったことである。これらの修正はそれぞれ①は欧州議会、②の具体的な水準（しきい値）は理事会、③は両者の提案による。ただし、①について牛の扱いは先送りされ、証拠に基づき牛の排出に関する措置の必要性を評価することとされた（改正後の指令2015/75（以下同じ）第73条第3項）。

畜産に関する規制は大規模工場の規定から分離され、新たに家禽と豚の飼育に関する特別規定（第70a条から第70i条）が設けられた。これは大規模工場より簡易な制度であ

り、畜産の汚染物質排出が比較的軽微であることを反映している。

飼養する家畜の数が一定の基準（しきい値）を上回る事業者が規制対象となる（第70a条）。肥育養豚や採卵鶏（ブロイラーは据置き）の基準は従来の半分強に引き下げられたため、対象はより多くの事業者に広がる（第4表）。また、経営の統合と規模拡大が続いているため、対象事業者の範囲は今後さらに拡大するであろう。なお、加盟国は同じ事業者の隣接する施設は一つとみなすことができる（第70b条第1項）。これは農場の分割による規制回避を制限するためである。

しきい値は当初案では畜種によらず150 LSU（家畜頭数単位）であったが成立した指令では2倍程度に緩和された。それに加えて養豚場は有機経営ないし粗放的経営（飼養密度2LSU/ha未満、少なくとも季節的に屋外飼育）は対象外とする規定が追加された（附属書Ia）。

加盟国は対象となる施設の営業を認めるために許可制あるいは登録制を採用する。

第4表 畜産排出規制の対象となる経営規模のしきい値

| | 新たなしきい値 (LSU) | | | 従来のしきい値 (当羽数) | 新旧対比 | 許可対象 (当羽数) |
|-------|---------------|-------|--------|---------------|------|------------|
| | a | 換算率 | 頭羽数換算 | | | |
| 繁殖雌豚 | 350 | 0.500 | 700 | 2,000 | 35% | 750 |
| その他の豚 | 350 | 0.300 | 1,166 | 2,000 | 58% | 2,000 |
| ブロイラー | 280 | 0.007 | 40,000 | 40,000 | 100% | 40,000 |
| 採卵鶏 | 300 | 0.014 | 21,428 | 40,000 | 54% | 40,000 |

資料 指令2010/75第70c条第1項、同附属書Iaおよび改正前同指令附属書Iのデータにより作成

(注) 「その他の豚」は子豚を除く。豚、鶏ともに種類別のLSU(家畜数単位)ないし当羽数を合計したうえでしきい値を適用する。

許可制はある程度以上の規模の施設に適用できる。また、事業者は所定の操業ルールの統一条件に従う必要がある（第70c条第1項）。操業ルールは、排出と環境パフォーマンスの制限値、監視の要件、土地への散布と汚染防止・緩和の方法、養分管理、飼料、畜舎、糞尿管理、死んだ動物の管理を定める（第3条第12a項）。

事業者は操業ルールに沿って環境監視を行いその記録を5年以上保管する（第70d条第1項）。事業者は廃棄物等の管理に際して、操業ルールに規定されている最善の技術を用いる必要がある（同条第3項）。加盟国は環境検査等の順守監視制度を設置する（第70f条第2項）。要件の不順守により環境や人体に著しい悪影響が及ぶあるいはその可能性がある場合は、順守の回復まで管轄当局により施設の運営が停止される（第70f条第3項）。

関係する一般市民は、一般的な拘束力のあるルールの策定や操業許可（許可制の無い国では登録）について手続きに参加する機会を早期かつ効果的に与えられる（第70g条第1項）。その協議結果やルール、そして上記検査の報告書はインターネットで公開される（同条第2項）。また、一般市民は異議申し立てのため裁判所等による審査手続きを利用できる（第70h条）。

これらの規定は加盟国の採択する法制により遅くとも30年から32年にかけて大規模経営から順次適用される（第70i条第2項、指令2024/1785第3条第5項）。

c 義務付けを減らした自然再生規則

自然再生規則2024/1991は、これまで保護区に限られていた種と生息地の保護を各種の生態系一般に拡大し、生態系と生物多様性の回復を目指す新たな制度である。法的拘束力のある目標設定と各国の策定する再生計画により推進される。自然保護の分野では生息地指令92/43の制定以来30年ぶりの主要な法制であり、BDS（2030年へ向けた生物多様性戦略）の大きな部分を実現する最大の施策でもある。また、欧州委員会の発表によればこうした取組みは世界初である。EGDの自然資源分野における主要な成果といえよう。農業もこの枠組みに組み込まれたが、以下にみるとおり例外的な扱いを獲得した。

この規則の審議は二転三転し、最後まで難航した。欧州委員会が立法案（2022年6月）を提出した後、当初の難関となったのはやはり欧州議会であった。欧州議会の環境委員会が、立法案の全面的な否決を採択した（2023年6月）のである。欧州議会の本会議はそれに従わず翌月に修正案を定めたものの、農業生態系に関する規定の全体を削除する内容であった。環境相理事会は欧州議会に先立って穏健な修正案を採択しており、欧州委員会を加えた3機関協議で欧州委員会が妥協策を提示するなどして調整を進め、政治合意に至った（2023年11月）。

通常であればこれ以降の最終承認は形式的なものであるが、本件は異例の展開となった。当初は欧州議会での否決が危惧されたものの、2024年2月に僅差で可決された。

ところが次に環境相理事会で可決に必要な賛成票数を確保できないことが判明し、同年3月の採決は延期された。農民デモなどの動きを受けて支持を撤回する加盟国が出てきたためである。結局、6月になってオーストリアの環境相が自国政権の方針に反して賛成に転じ、規則が成立した（注7）。

こうして規則は辛うじて成立した。同月には欧州議会選挙で右派が伸長し、欧州委員会もそれに沿った政策運営が予想される中で、先行きの政治環境はさらに悪化する情勢であった。もしこのとき採択に失敗すれば、自然資源分野で中核をなすこの立法案の成立はさらに不確実さを増し、EGDへの打撃となったであろう。

以下、農業に関わる規定を確認する。まず本規則の目的は、劣化した生態系を回復させることに加えて、気候変動の緩和・適応と、土地劣化の停止、食料安全保障の強化、EUの国際的約束の達成である（規則2024/1991（以下省略）第1条第1項）。また、50年までに再生の必要なすべての生態系を対象にすることを目指している（第1条第2項）。

具体的な目標とそれに伴う義務は、分野別に定められている。農業に直接関係するのは花粉媒介者（蜂など）と農業生態系である。

花粉媒介者については、30年までに多様性を改善するとともに個体数の減少を反転させ、その後も個体数が満足のいく水準に達するまで増加傾向を実現する（第10条第1項）。この規定は生物多様性戦略の農業目

標（2030年までに減少を反転させる）と一致している。ほぼ当初の提案通りの内容であり、欧州議会も反対しなかった。花粉媒介者の減少は農業部門でも問題視されているためと考えられる。

この規則では農業生態系の回復に関する規定（第11条）が特に重要である。前述のとおり欧州議会はこの規定全体を削除するよう提案したが、その後環境相理事会との妥協により当初案を修正し、加盟国の義務を縮小して成立させた。

まず、加盟国は農業生態系の生物多様性を高めるために必要な回復措置を講じなければならない。ただし修正により、農村地域の社会・経済的ニーズや、持続可能な農業生産の確保に配慮することとされた（同条（以下省略）第1項）。具体的な回復措置（第2項、第3項、第4項）として、5つの項目（草地性蝶類、土壌中の有機炭素、多様な景観の農地、農地性鳥類、有機土壌（泥炭地））について改善目標を定めている（第5表）（注8）。立法案からの修正は、①目標達成の義務付けが削除され、目標達成を目指す施策を実施することとされた。また、②草地性蝶類、土壌中の有機炭素、多様な景観の農地（第2項）については3種類全て（当初案）は必要なく、2つ以上を採用すればよい。さらに、③有機土壌の修復（第4項）については農業者の義務ではないことを明記し、加盟国が農業者にインセンティブを提供して誘導することを定めた。

そして目標の設定された指標については

第5表 自然再生規則と立法案の対比(農業生態系の再生)

| 施策対象 | 加盟国の義務規定 | |
|--|---|--|
| | 立法案 | 成立した規則 |
| (a) 草地性蝶指標、 (b) 鈹質土壌中の有機炭素、 (c) 多様な景観の特徴を持つ農地の割合 | いずれも増加させる。 (c)の計画はEU目標 (2030年に10%)に対する 妥当性を評価される | 左記3目標のうち少なくとも2つの達成を目的とする施策を実施 |
| 農地鳥類指標 | 所定の水準に引き上げ | 同左を目的とする施策を実施 |
| 農地の有機土壌の修復 | 所定の割合を再湿潤化 | 同左を目的とする施策を実施、目標緩和規定あり、再湿地化は農業者の義務ではなく加盟国がインセンティブを提供 |

資料 自然再生規則第11条及びその立法提案を参照して作成

モニタリングが所定の頻度（1年ごと、土壌の有機炭素含有量と、多様性の高い景観の農地は少なくとも6年ごと）で義務付けられている（第20条第1項、第6項）。

国別再生計画の策定に際しても農業に関する規定がある。加盟国は再生の必要な面積を定量化する際に、自然的価値の高い農地の存在を考慮する（第14条第2項（b））。また、再生の必要な農林地、とりわけ集約的生産などの管理要因によって土地間の連結性や景観の多様性に強化が必要となっている農林地を特定し、地図化する（同条第6項）。

また、国別再生計画とCAPの関係について加盟国に一連の対応を義務付ける規定が、審議の過程で欧州議会や欧州委員会の提案により追加された。加盟国はまず国別再生計画の策定にあたりCAP戦略計画を考慮し（第14条第14項（h））、国別再生計画には、盛り込まれた施策と各国CAP戦略計画との相互関係の概要を含める（第15条第5項）。さらに、農林業との相乗効果、および本規則の目的に貢献する農林業の既存の

取組み（CAPなど）を特定する（第14条（以下同じ）第10項）。また、各種生態系の再生にかかる措置を実施する土地の管理者・所有者や農林漁業者などに利益となるよう民間及び公的施策の展開を促進できる（第12項）。ただし、農業・漁業におけるプログラムの見直しを義務付けてはいない（第11項）。さらに、各国が利用できる再生施策が例示されている（第16項（a））。農業に関連する項目の内容は泥炭地の再湿潤化、多様性の高い景観要素の導入、アグロエコロジーの管理手法（有機農業、アグロフォレストリー、多毛作、輪作、総合防除、総合養分管理）、草地の粗放的利用、農薬・肥料の中止・削減であり（附属書VII第1項、第16項から第20項）、既存のCAPにおけるコンディショナリティ（直接支払い等の環境要件）と農業環境施策で概ね網羅されている。

また、地政学的な展開による関心の高まり（前文20）などから、欧州議会の提案を受けて規則の目的に食料安全保障が追加された（第1条第1項（c））。生態系の保全

などの自然再生は、気候変動対策や受粉媒介者の保護など長期的に食料生産性にプラスの影響を及ぼし、食料安全保障に貢献するとみなされている（前文16、20、51）。また、食料消費に必要な農地の利用に深刻な影響を及ぼす不測時には、農業生態系の再生に関する上記規定を一時的に停止することができる（第27条）。

（注7）ウィーン州が賛成の意向に変わり他の州と対立したため、連邦の環境相に裁量が生まれた。

（注8）農業生態系を評価する方法が未整備であるため、一般的な多様性回復の義務を定め、利用可能な指標で目標を設定することとなった（自然再生規則前文55）。

d 規制色の薄い土壌モニタリング法案

(a) 土壌健全法案からの縮小

生物多様性戦略から派生したEU土壌戦略（2021年）は、50年までにEUのすべての土壌生態系を健全な状態にすることを目指し、そのため新たに土壌健全法案の提出を予告した。他の自然資源（水・海洋環境・大気）と同様に土壌を保全するための包括的な規制であり、世界初の制度となる見込みであった。自然再生法を補完する役割も期待された。また、F2F/BDSの農業に対する目標のうち養分損失の半減（および肥料使用の20%削減）に法的拘束力を持たせることも検討する予定であった。

しかし、立法案の提出が予定されていた23年には上述のとおり環境規制の強化を提案するには政治環境が悪化していた。その結果、実際に提出されたのは規制色の薄い「土壌モニタリング法案」（EC（2023b））であった（経緯については小澤（2024、25頁）

を参照）。

この立法案は未成立である。欧州議会の選挙後に審議が再開され、欧州議会と理事会それぞれの修正提案を元に24年秋から三機関交渉を行っている。欧州議会は本会議で修正案を決めるにあたり、持続的な土壌管理に関する規定や罰則を削除した。

(b) モニタリングの内容

土壌モニタリング法案は、土壌の健全性のモニタリングと評価、持続可能な土壌管理、汚染地について定めている（法案（以下省略）第1条第2項）。個々の規定は、各種の指標と基準値、手続きと方法、原則、加盟国の取組みと報告についてEU共通のルールを設定している。たとえば、土壌の健全性は所定の指標（EU共通）とその基準値（EU共通、一部は所定の範囲で加盟国が設定）に基づいてモニタリングと評価がなされる（第7条、附属資料I）。また、持続可能な土地管理の方法と、それとは逆に土壌の健全性に悪影響を及ぼす土地管理の方法は、いずれも加盟国が所定の条件の下で定義する。ただし、持続可能な土地管理についてはEU共通の原則が与えられている（第10条、付属書III）。土地取得（自然及び半自然的な土地の人工的な土地への転換（第2条））の際は、多面的な生態系サービスを提供する土壌の能力の喪失を可能な限り回避・削減・補填する（第11条）。汚染地については、汚染された可能性のある場所を特定・調査し、汚染地の管理（リスク評価とリスク低減措置）を実施する（第12条、15条）。加盟国は5年ごと

に状況を報告し（第18条）、欧州委員会は指令の発効から6年後までに進捗と指令改正の必要性を評価する（第24条）。

土壌モニタリング法案に盛り込まれなかった規制の内容は、土壌戦略の記述から概ね把握できる。土壌戦略には土壌健全法に関する検討事項の記載が多数ある。それらのうち、土壌モニタリング法案で採用された項目とそれ以外、つまり除外された項目を分けて第6表に整理した。採用された項目は土壌モニタリング法案の骨格をなす主要な構成要素を網羅している。他方、除外された項目をみると、F2F/BDSの目標である栄養塩損失50%以上削減・肥料使用20%以上削減の義務付けと促進策は明らかに農業と直接的な関係がある。しかしそれ以外は、土地取得にかかる目標設定とその進捗報告、階層的土取得（土地の取得と密閉の回避、再利用、最少化、補償）、新たな証明書制度（土壌健全性証明書および掘削土パスポート）、土壌管理と水管理の統合であり、その多くは農業以外の様々な産業（建設、不動産、化学、製造、エネルギー、鉱業など）が

主な規制対象であろう。したがって土壌健全法案の縮小は農業だけが理由ではなく、他の産業の利害も反映した動きとみられる。

(3) 2023年の補完パッケージ

上記の土壌モニタリング法案は、重要な自然資源の持続可能な使用にかかる施策パッケージの一環として発表された（2023年7月）。土壌モニタリング法案はBDSに関わるものであったが、このパッケージは他に4つのF2F立法提案を含み、全体としてEGDの自然資源の柱（前年に提出された自然再生規則案と持続可能使用規則案）を補完するものと位置づけられた。いずれの立法案も現在審議中である。4つのF2F立法案は、廃棄物指令枠組指令の改正案、新ゲノム技術規則案、植物繁殖材料規則案、森林繁殖材料規則案である（第7表）。これらのうち後三者は当初のF2F行動計画になかったものである（注9）。欧州委員会のティメルマンズ上級副委員長は新ゲノム技術が農薬削減に役立つ可能性があるとして、新ゲノム技術規則案を持続可能使用規則案（前述）とともに

第6表 土壌健全法の構想と土壌モニタリング法案の対比

| 土壌健全法案の想定内容 | |
|--|---|
| 土壌モニタリング法案で採用 | 不採用 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・土壌の健全性を示す指標(第7条、附属書I) ・土壌の持続可能な利用に必要な条件(第10条、附属書III) ・土壌および土壌生物多様性(附属書I)のモニタリング(第6条)と土壌の状態に関する報告(第18条) ・純土地取得の定義(附属書I) ・土壌汚染の管理に関する進捗報告(第18条第1項(c)(ii)) | <ul style="list-style-type: none"> ・栄養塩損失50%以上削減・肥料使用20%以上削減の目標(F2F/BDS)義務付けおよび貢献する施策 ・土地取引のための「土壌健全性証明書」 ・土壌管理と水管理の適切な統合と調整 ・掘削土の量と質を反映し、掘削土が安全に輸送、処理、再利用されることを保証する「掘削土パスポート」 ・土地取得の各国目標設定と進捗報告 ・純土地取得ゼロ目標、階層的土取得(土地の取得・密閉の回避、再利用、最少化、補償)およびそれらの進捗報告 ・汚染土壌の修復 |

資料 土壌戦略と土壌モニタリング法を参照して作成
 (注) 表中に記載の条項と附属書は土壌モニタリング法案のもの。

第7表 自然資源の柱補完パッケージ(2023年7月5日公表、未成立)

| |
|--|
| 土壌モニタリング法案 (前出第3表を参照) |
| 新ゲノム技術規則案 COM(2023)411final ・欧州議会は修正案採択、理事会は意見が分かれている ・比較的低リスクとみなされる遺伝子組換作物の規制を免除し通常の作物と同様に扱う |
| 植物繁殖材料規則案 COM(2023)414 final ・欧州議会、理事会とも修正案採択 ・品種の登録や種苗の認証・ラベル等について既存ルールを共通化・明確化、生物多様性に貢献する取組みと育種の規制を減免、新品種の採用に持続可能性改善要件 |
| 森林繁殖資材規則案 COM(2023)415 final ・欧州議会、理事会とも修正案採択 |
| 廃棄物枠組指令2008/98改正案 COM(2023)420 final ・三機関交渉中 ・食品廃棄の義務的な削減目標設定(2030年までに加工・製造10%、流通・外食・家計30%)。SDGsおよびF2Fの目標である食品廃棄の半減に貢献。 |

資料 各規則案および関連文書により作成。審議の進捗状況は2025年1月時点

に積極的に推進しようと試み、環境団体からは産業界に配慮した行為とみなされた。EGD全体における産業と競争力に配慮した方向転換の一環とみることができるともかもしれない。

以下、立法案の内容と審議の進捗を確認する。なおこれ以降、F2F/BDSの新たな立法提案は停滞することとなった。

(注9) いずれも当初からF2Fに含まれていたが、立法措置は明言されておらず、行動計画にも挙がっていなかった。F2Fは、新ゲノム技術についてはフードサプライチェーンの持続可能性に着目する研究を行っていることと述べておられ、また種子品種については登録を促進し、伝統的品種や地域に適応したい品種の市場アクセスを容易にする措置を取ると述べている(EC (2020, p.7))。

a 新たな遺伝子組換作物の規制緩和

新ゲノム技術規則案(EC (2023c))は、ゲノム編集などの新技術を用いて作出された比較的低リスクとみなされる遺伝子組換作物の規制を緩和する内容である。

この規則はある種の新しいゲノム技術(new genomic techniques)によって得られ

た植物(NGT植物)の販売と環境への放出に関する規制を定める。それらのうち「第1種NGT植物」については遺伝子組換作物のルール全般を免除する(第5条第1項)、つまり従来の品目と同等に扱う。ただし有機農業には用いることができない(第5条第2項)。また、NGT植物を含む製品(食品、飼料、それ以外)も本規則の対象となる(同規則案(以下省略)第1条、第2条)。

NGT植物とは、「標的突然変異生成」(targeted mutagenesis)および「シスジェネシス」によって得られた遺伝子組換植物である(第3条第2項)。ここでいう標的突然変異生成とは、ゲノムの正確な位置にDNA配列の改変をもたらす突然変異誘発技術であり(第3条第4項)、またシスジェネシスとは、交配可能な同種あるいは近縁種の遺伝物質を挿入する遺伝子組換え技術である(第3条第5項、第6項)。

NGT植物のうち、遺伝子組換えが20以下でかつ所定の条件を満たすものおよびその

子孫は第1種NGT植物（第3条第7項、附属書I）、それ以外は第2種NGT植物（第3条第8項）と呼ばれ区別される。後者の第2種NGT植物には遺伝子組換え作物の各種規制が適用される（第12条）。

欧州議会（環境委員会が管轄）は修正提案を採択した（2024年2月）が、農相理事会は加盟国間で意見が分かれておりまだ修正案を採択していない。

b 種苗の生産・販売に関する規制

植物繁殖材料規則案（EC（2023e））は、植物繁殖材料（plant reproductive material。種子、挿し木、樹木、根、塊茎など）の生産と販売に関するルールである。品種の登録や種苗の認証・ラベルなどについて定める。既存の10の指令を統合（ステークホルダーとの協議で改正の必要が無いとされた観賞用植物を除く全ての部門を網羅）してルールの明確化・共通化、他の制度との関係調整を図る。また、それと同時に環境・気候戦略への対応として、新品種の採用に持続可能性改善要件を課し、また生物多様性に貢献する取組み（種子の交換、遺伝資源保存、有機栽培等の不均質な材料）や育種については、品種登録の免除など規制を減免する。

なお、森林の繁殖材料については別途の立法案（EC（2023d））が同時に提出された。いずれの立法案も欧州議会では農業委員会、理事会では農相理事会が管轄しており、両者はそれぞれの修正案を採択した。

c 食品廃棄の削減義務付け

廃棄物枠組指令2008/98の改正案（EC（2023a））は、食品廃棄の削減について各国共通の目標を設定する。加盟国はその達成に必要なかつ適切な措置を取らねばならない。2030年までに、加工・製造における発生量を10%削減、小売りなどの流通と、レストランなどの外食および家計における発生量を合わせて30%削減する（改正第9a条第4項）。そのために加盟国は既存の食品廃棄物防止プログラムを見直す（第29a条）。

現在立法案は審議中であり、3機関交渉が行われている。環境相理事会は当初の改正案を支持している。それに対して欧州議会（環境委員会が管轄）の修正提案は上記の目標値を引上げる。まず2030年の目標値をそれぞれ20%、40%に引上げ、さらに2035年目標を導入して少なくともそれぞれ30%、50%に引上げるため、立法提案を2027年までに提出するよう求めている。

(4) F2Fの積残し課題

前述のとおり戦略的対話へ向けて23年秋以降は新たな提案の多くが棚上げされ、当初のF2F行動計画にあった相当数の立法案が現在に至るまで未提出となっている（第8表）。

その多くは食品分野である。最大のものは持続可能な食料システムの枠組法制である。また、各種の食品表示に関する立法案はそのほとんどが当初21～22年に予定され、次いで23年末に一括して提案する見込みとなったがそれも実現しなかった。原因は戦略

第8表 F2Fの立法案未提出事項

| |
|--|
| 全体 |
| ・持続可能な食料システムの枠組法制(2023年) |
| 食品産業 |
| ・加工食品の組成変更促進(特定の栄養素の最大値の設定など)(2021年) |
| ・栄養成分プロフィール(塩分、糖分、脂肪分の多い食品の販売促進を制限)(2022年) |
| ・食品接触材料のEU法改正(2022年) |
| 食品表示等 |
| ・義務的な包装前面栄養表示(2022年) |
| ・原産地表示の義務付け拡大(2022年) |
| ・日付表示(消費期限と賞味期限)に関する規則の改正案(2022年) |
| ・持続可能な食品表示の枠組み(2024年) |
| その他 |
| ・学校給食制度の見直し(2023年) |
| ・飼料添加物規則の改正案(畜産の環境負荷低減)(2021年) |
| ・動物福祉法制の見直し(2023年) |

資料 F2F行動計画より作成

(注) 2025年1月時点で確認した項目を挙げた。括弧内の年は当初の提出予定時期。

的対話だけではなく、コロナ禍とウクライナ戦争による需給の混乱や食料インフレ（消費者の安価な食品への指向の高まり）、包装前面栄養表示を巡る加盟国間の対立などにより導入が難しくなるとみられる。食品産業等については健康を損なう栄養成分の過多を抑制する規制が検討された。

動物福祉法制については、23年末までに全面的な見直しが予定されていたが、農業分野で実際に提出されたのは輸送中の動物の保護に関する規則案（前出）のみであった（注10）。これ以外に、欧州委員会は家畜の飼育に関する各種指令、屠畜に関する規則、動物福祉の表示に関する新たな規則を検討している。また、動物福祉の分野ではEU市民発議「檻の時代を終わらせる」への対応も必要である。同発議は18年から翌年にかけて139.7万の署名を集めた（注11）。これに応じて欧州委員会は家畜の各種ケージや個体の狭い囲いを段階的に廃止する立法案を23年に提出する方針を示していた（2021年6月）。

（注10） 犬と猫の福祉に関する新たな規則案も提出された。

（注11） 7か国以上で合計百万以上の署名を集めれば有効となる。

（5） 農業脱炭素の施策

温室効果ガスの削減（排出抑制と吸収）はEGDの主要な課題であり、各種の立法措置がなされ、そのなかに農業に関連するF2Fの施策も

組込まれている。農業に係る主な施策は排出削減目標とカーボンファームングである（第9表）。排出削減目標の設定は足踏み状態が続いているのに対して、カーボンファームングは法整備が進んでいるものの技術的な詳細を定めるにはまだ時間を要する模様である。

a 見送られた農業の削減目標

農業のGHG排出削減について、京都議定書やパリ協定には食料生産ひいては食料安全保障への影響に配慮を求める規定がある。EUレベルでは農業に対する削減目標がないため、GHG排出量に占める農業の割合が高い一部の国（アイルランドなど）を除けば、加盟国は農業に排出削減義務を課さないことも可能である。しかし他の部門で削減が進めば農業は残された最大の排出分野となることが見込まれ、対応が必要になると考えられている。EGDの下では農業に削減目標を課す試みがなされたが成功していない。

第9表 農業の脱炭素に関するEGD施策の進捗

| |
|---|
| <p>規則2023/839による土地利用部門(LULUCF)規則2018/841の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年7月14日立法案公表、2023年4月19日制定、2023年5月11日より適用 ・森林や農地を含む土地利用部門の純吸収量の縮小傾向を反転させ、2030年までに15%拡大 ・審議により削除された規定:土地利用部門と農業部門非CO₂-GHGの合計(AFOLU)で2035年までに純排出ゼロ、以後は純吸収量を拡大 |
| <p>「私たちの未来を確保する」 COM(2024)63final 2024年2月6日公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2040年までにGHG排出90%削減を提案、立法化へ向けて課題を整理 ・農業は他の部門と同様に重要な役割を果たすが食料主権にも貢献 ・草案から削除されたと報じられた内容:AFOLU部門は2035年に純排出ゼロ、農業部門非CO₂-GHGは2040年までに30%削減可能 |
| <p>「持続可能な炭素循環」 COM(2021)800final 2021年12月15日公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炭素除去会計・認証のためのEU規制枠組を提案(下記) ・農業の温暖化ガス排出に汚染者負担原則を適用する可能性について調査(2023年末まで) ⇒その後、排出権取引市場に農業を組込む方法を比較検討する報告書を発表(2023年11月) |
| <p>炭素除去・カーボンファーム認証規則2024/3012</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年11月30日立法案公表、2024年11月27日制定、2024年12月26日より適用 ・任意参加のEU認証枠組み。品質基準、検証(審査)・認証手続き、認証スキーム、認証単位について規定。4つの品質基準:定量化、追加性、長期・監視・責任、持続可能性 ・カーボンファーム等の技術的な認証手法は委任法により別途定める |

資料 各法令および文書等により筆者作成

経済全体の排出削減目標については、30年までの55%削減目標を実現するためのEGD施策パッケージ(Fit for 55)により、経済部門別の30年削減目標が引き上げられた。その際、農業の排出削減につながる目標の導入が提案されたものの、実現しなかった。

この制度では農業は二つの部門に分かれている。農業の主要な排出源である家畜(げっぷと糞尿)と窒素肥料(非CO₂排出。CH₄とN₂O)はいずれも「努力分担」部門に含まれている。それに加えて農地からの排出(主にCO₂)は土地利用(LULUCF)部門(注12)に含まれる。努力分担部門は30年の削減義務が30%から40%に引き上げられた(努力分担規則218/842の改正)が、目標値は部門全体に課されており、農業固有の目標はない。

他方の土地利用部門には、純吸収量の拡大義務(15%相当、2030年)が導入された

(LULUCF規則218/841の改正)ほか、当初の立法案では土地利用部門と農業の合計(AFOLU)で35年までに純排出ゼロの義務的目標を新設し、その後は吸収源となることが期待されていたが、いずれも審議の過程で削除された。もし実現していれば、農業部門は非CO₂排出の約2割に相当する排出削減が35年までに必要となったであろう(注13)。

さらに、40年の削減目標について検討を進めるための伝達文書「私たちの未来を確保する」(EC(2024a))は90%の目標値を提案している。農業活動はEUの食料主権に貢献しつつ、他の部門と同様にEUの2040年気候目標の達成に重要な役割を果たすという。報道によれば、この文書の草案では、農業はGHG削減の中心として期待され、農業部門の非CO₂排出は40年までに30%削減が可能であり、林業部門との合計では35年に気候

中立になると記されていた (Euractive, 30 Jan 2024)。農業の目標値設定につながる内容であり、数値は2030年目標検討時のもの(上記)と整合的である。さらに、食肉消費の抑制や化石燃料の補助金廃止にも言及されていたという。しかし24年2月に公表された文書にはこれらの記述はなかった。当時EU各地で発生していた農業者デモへの配慮によるという (Politico, 6 Feb 2024)。

(注12) 欧州委員会による略称。正式には土地利用・土地利用変化・林業部門。

(注13) 土地利用部門の純吸収拡大をすべて林業が担ったうえ、土地利用部門と農業の合計を純排出ゼロにするために必要な残りの要削減量を試算した。

b カーボンファーマーミングの認証規則

カーボンファーマーミングは、農業で通常を上回るGHGの排出削減及び除去の活動に報酬を与える仕組みである。脱炭素に貢献する農業の「新たなビジネスモデル」としてF2Fが提唱した。そしてカーボンファーマーミングの実践に対するEU認証の枠組みが作られつつある。

炭素除去・カーボンファーマーミング認証(CRCF)規則2024/3012は、カーボンファーマーミング等の活動に対する第三者認証の枠組みを定めている。審議は立法案の提出(2022年11月)から2年かけて順調に進み無事成立した(2024年11月)。農業に貢献する施策として農業部門からも積極的に後押しを受けた。当初の立法案の名称は炭素除去のみであったが、成立した規則の名称には内容に即してカーボンファーマーミングが加えられた(注14)。

認証の枠組みは(a)品質基準、(b)第三者による検証(審査)と認証要件、(c)認証スキーム、(d)認証単位の4つからなる(第1条)。品質基準は定量化、追加性、貯蔵・監視・責任、持続可能性の4種類である。すべての品質基準を満たし、かつ独立した認証機関によって検証された活動が認証の対象となる(第3条から第7条)。認証スキームは欧州委員会の承認を受けて認証制度を運営する組織であり、認証機関を任命する(第11条)。認証の結果得られた適合証明書に基づき、認証登録簿によって「認証単位」が発行される。この認証単位は取引可能である(第12条)。

カーボンファーマーミングなどの活動に関する認証方法は、含めるべき事項のみが示され(附属書I)、具体的な方法は別途委任法によって定めることとされ(第8条第2項)、今後策定される見込みである。

カーボンファーマーミングがどのような意味で「ビジネスモデル」になるのか、いまだに明らかではないが、手掛かりは示されている。発行された認証単位の使い道は定まっていないが、この種の取組みは「CAPやその他の公的・民間イニシアティブを通じて報われるべき」(当規則の前文20)であるという。また、欧州委員会の政策文書「持続可能な炭素循環」は、23年中を目途に汚染者負担原則の適用可能性を検討するとしていた。欧州委員会気候総局の委託調査報告書(2023年11月公表)は、農業をEU排出権取引制度(EU ETS)(Trionics et al. (2023))に組み込む方法を複数比較検討する内容であった。

川下部門や川上部門が排出権の取引を行い、農業者に対価を支払う方法も含まれている。

(注14) 正式名称は「恒久的炭素除去、カーボンフ
ァーミング、および製品への炭素貯留にかかる
連合認証枠組みを定める欧州議会・理事会規則
2024/3012」。

3 2024年の農業者対策

(1) 経過と概要

欧州首脳理事会は2024年（以下同じ）2月1日の特別会合で農業者デモの問題を取り上げ、CAPの基本的な役割に言及し、閣僚理事会と欧州委員会に必要な措置を講じるよう求めた。これを受けて欧州委員会は速やかに対応を開始した。

まず2月6日に、フォンデアライエン委員長は持続可能農業規則案の撤回を表明した（前述）。この規則案は既に成立の見込みが立たなくなっていたため、撤回は象徴的な行為とみなされた。次いで2月13日に、直接支払いの環境要件のうちGAEC8（非生産用地）の緩和を決定した。耕地の4%を非生産的用地とする規定を緩和し、当該面積に無農業で窒素固定作物ないし間作物を栽培することを認める内容であった。GAEC8（非生産用地）ともう一つのGAEC7（輪作）は、ウクライナ戦争に伴い既に前年も緩和されていた。

そして2月22日に農業者の事務負担軽減を目指す簡素化を謳い、施策の選択肢を提示した。GAECの緩和と、フードチェーンにおける農業者の地位向上、そして各国当局が行う農場現地検査の回数削減（衛星画像

の活用による）が挙げられた。GAECについては、要件1、6、7、8の緩和と、小規模農家の免除、および不可抗力による要件未達の罰則免除が候補となった。また、直接農業者に対するオンライン調査を行い、意向を把握するとした。

これを受けて3月12日にはGAEC1（永年草地）の緩和が採択され、同月15日にはそれ以外の施策のパッケージが発表された。GAEC緩和については立法案が提出され、フードサプライチェーンにおける農業者の地位向上については具体的な施策が示された。すなわち、農業・食料チェーンの観測機関設置（生産費、マージン、取引慣行を把握）、共通市場組織（CMO）規則の改正（契約規定と生産者組織の強化）、不公正取引慣行の規制強化（国境を越える執行）、不公正取引慣行指令の包括的評価（2024年春に第一報告、2025年に詳細報告）である。

GAECの改正案は5月14日に成立した。そして12月10日に、CMO規則の改正案（EC（2024b））と、不公正取引慣行指令の国境を越える執行について各国当局間の連携を強化する規則案（EC（2024c））が提出された。これらの立法案を提出したハンセン農業担当欧州委員は、このときまだ同月1日の着任から十日目であった。

一方、こうした動きと並行してEU農業の将来に関する戦略的対話が開催され、9月4日には報告書が提出された。報告書には多くの勧告が盛り込まれた。

以下ではGAECの改正内容とCMO規則の改正案、そして戦略的対話の勧告を確認す

る。

(2) GAEC緩和

GAECの要件緩和は2回に分けて定められた。一度目はGAEC1（永年草地の維持）のみの緩和であり、二度目はより広範な各種の緩和である。全体として9つあるGAECのうち6つが緩和の対象となり、かつすべてのGAECについて気象条件による例外と小規模農業者の免除が認められた（第10表）。

まずGAEC1は本来、農地に占める永年草地の割合が加盟国レベルで2018年のそれ

（基準比率）よりも5%以上減少した場合に、回復措置（永年草地への再転換ないし新たな永年草地による）を義務付けている（規則2022/126第48条）。

一度目の要件緩和により、この規定に大きく分けて2種類の減免が認められた（規則2024/1235による改正）。一つは、構造的な家畜飼養頭数の減少による飼料需要の縮小を反映した基準比率（上記）の調整（一回限り）である。もう一つは、永年草地から作物への転換がそれほどされていない場合における回復措置の減免である。具体的

第10表 土地の良好な農業・環境条件(GAEC)と改正の内容

| 分野 | 要件 | | 詳細 | |
|--|--------|--|---|--|
| 気候変動 (緩和・適応) | GAEC 1 | 農地に占める永年草地の割合(国・地域・サブ地域・経営集団・経営いずれか)に基づく永年草地の維持(2018年対比減少5%以内) | 家畜飼養頭数の構造的減少を反映した左記割合の調整、回復措置の減免(未申告草地、農地増加、農外転用) | |
| | GAEC 2 | 湿地と泥炭地の保護 | | |
| | GAEC 3 | 耕地の切り株焼却禁止(植物衛生上の理由によるものを除く) | | |
| 水 | GAEC 4 | 水路沿いに緩衝帯を設定(河川の保護) | | |
| 土壌(保護と質) | GAEC 5 | 土壌の劣化リスクを減じる耕起管理(傾斜の考慮など)。加盟国の設定する客観的かつ非差別的基準により免除可能 | | |
| | GAEC 6 | 加盟国の決定する、最も傷みやすい時期の大部分に土壌を露出させない最低限の土壌被覆。加盟国の設定する客観的かつ非差別的基準により免除可能 | | |
| | GAEC 7 | 耕地における輪作(水面下で生育する作物を除く)。加盟国の任意で作物多様化も可。加盟国の設定する客観的かつ非差別的基準により免除可能。 | | 作物多様化の要件:(a)耕地面積30ha以下なら2作目以上、(b)30ha超なら3作目以上かつ1作目75%以下、2作目95%以下 |
| 生物多様性と景観 (保護と質) | GAEC 8 | <ul style="list-style-type: none"> 非生産的用地ないし特性(休耕含む)に充てる耕地の最低限度割合4%(例外あり) 景観の特性の保存 鳥の繁殖・子育て期における生垣と樹木の伐採禁止 (任意措置)侵入植物種を避ける措置 | | 非生産的用地および多様性景観を対象とするエコスキームを新設 |
| | GAEC 9 | Natura2000指定区域(自然保護区)内における環境上重要な永年草地の転換・耕起の禁止。加盟国の設定する客観的かつ非差別的基準により免除可能(野生動物や侵入種による永年草地への被害など) | | |
| 全GAEC共通:気象条件による一時的な適用除外。10ha以下の農場の統制と罰則を免除 | | | | |

資料 CAP戦略規則第13条第1項および附属書III、規則2022/126第48条を参照して作成
(注) 二重取消線は改正による削除箇所。太字下線部は改正による追加箇所。

には直接支払いを申請していない永年草地の加味と、耕作放棄地の開墾など農地総面積の増加による永年草地の割合低下、そして永年草地が農業活動以外の用途に転用された場合である。

二度目の要件緩和は、CAP戦略計画規則2021/2115の改正（規則2024/1468による）である。まず、GAEC全体について、気象条件によって農業者等の受給者が要件を遵守できない場合に、加盟国は一時的な適用除外を認めることができる（改正後の規則2021/2115（以下省略）第13条第2a項）。

また、10ha以下の小規模農業者はGAECの規制対象外となった（注15）。当該の小規模農業者はCAP受給者の65%を占める一方で、その農地面積はCAP助成対象農地の9.6%にすぎないため、多くの農業者の負担を軽減しながら大部分の農地でGAEC規制を維持することができる（欧州委員会の報道発表による）。

次に、GAEC5（耕起管理）と、GAEC6（土壌被覆）、GAEC7（輪作）、GAEC9（自然保護区の永年草地維持）については、加盟国が免除規定を設けられるようになった。ただし、この免除は客観的かつ非差別的な基準に基づかねばならない（第13条第1項、付属書III）。このような免除を認めた理由は、地域の事情に応じて土壌と作物への悪影響を避けるため（GAEC5、6、7）、あるいは野生動物や外来種による悪影響に対処するため（GAEC9）である（前文5）。

それに加えて、GAEC6（土壌被覆）については加盟国が条件を決定する。GAEC7

（輪作）については加盟国の任意で作物多様化でも条件を満たせることになった。作物多様化は原則として3品目以上を作付けし1品目の面積は75%以下、2品目の面積は95%以下に抑える。ただし耕地面積30ha以下の農場は2品目以上でよい。この作物多様化の要件は2022年までのグリーンング要件と同じである。

そしてGAEC8（非生産的用地の確保および景観特性等）については、非生産的用地の確保（耕地の4%以上）を廃止し、代わりに農業環境直接支払いの一種であるエコスキームで任意参加の農業者に非生産的用地および新規の景観形成に対する助成を提供する（第31条1第1a項、付属書III）。要は義務付けから助成を伴う任意の取組みへの変更である。

（注15） これまで10ha以下の小規模農業者には簡易統制制度が適用されていたが、それを免除し、それに伴って罰則も免除された（改正後の横断的規則2021/2116第83条第2項および第84条第4項）。

(3) CMO規則の改正

CMO規則1308/2013改正の目的はおもにサプライチェーンにおける生産者の立場を高めることであり、そのため以下のとおり農産物販売の契約規定を厳格化し、また生産者組織の強化を図る。

なお、それ以外に加盟国の負荷を軽減する措置も盛り込まれた。一つは、加盟国がCAP戦略計画を見直すことのできる頻度を年に1回から2回に増やす（改正案のCAP戦略規則第119条第7項）ことである。そしてもう一点、所定の各種環境法令が変更さ

れた場合、加盟国はCAP戦略計画を見直す必要を検討する義務が規定されているが、新たな変更（2025年12月31日以降の施行分）についてはそうした義務が免除される（同第120条）。

a 契約規定の厳格化

農産物出荷の契約については、生産者を保護する規定を拡張するとともに、これまで最も厳しかった牛乳部門の規定に他の品目をそろえた（注16）。

まず書面契約の原則化である。現行制度では牛乳は生乳生産者と砂糖作物生産者から加工業者へのお荷についてのみ書面契約が義務付けられている。それ以外の品目については、義務付けは各加盟国の任意であり、ただし義務付けの無い国では生産者、生産者組織、あるいはその団体が書面契約を要求することができる。しかし現実には交渉力の弱い売りにそうした要求は難しかった。それに対して改正案では、全ての品目について、かつ生産者、生産者組織、あるいはその団体から加工・集荷・流通業者へのお荷は原則として全て当事者間の書面契約が義務付けられる。また、加盟国は契約の締結や改定に相互の合意が得られない場合に対処する調停制度を設置する。

契約には価格を含める必要があるが、各種要素に応じて価格が変動する場合はそのための客観的な指標や計算方法を盛り込み、それらは容易にアクセスでき理解しやすいものでなければならない。また、契約の改定を生産者・生産者組織・生産者組織の団体が

要求できる条項を義務付ける。これは生産費を賄えなくなる等の状況の変化に対処できるようにするためである。

さらに、加盟国は農産物を買付け側に対して上記書面契約の登録を要求することができる規定を導入する。

（注16）牛乳、砂糖、それ以外の品目に規定が分かっている。

b 生産者組織の強化

生産者組織の強化策は生産者組織の権限強化や、助成の拡充、組織化の促進などである。

第一に、団体交渉を行うことのできる組織の範囲を拡大する。現行制度では、国の認定を受けた生産者組織（認定生産者組織）は生産者を代表して契約条件の交渉を行うことができる。この権限を、認定されていない協同組合等の生産者組織にも与える。同様に、認定生産者組織の団体が構成員である認定生産者組織を代表して、契約条件の交渉を行うことを認める。

第二に、特定の問題に対処する際の財源調達の改善である。現行制度では著しい市場の不均衡の際には、生産者、生産者組織、生産者組織の団体による均衡回復の対策について、競争法の適用を停止できる。組織や団体の認定の有無は問わない。改正案ではその財源を確保するため、CAPの農業準備金を利用できるようにする。また、災害や病虫害に対処する生産者組織や生産者組織の団体に対する助成の割合を5割から7割に引き上げる。

第三に、組織化の促進策である。生産者組織の認定ルールを簡素化するほか、組織率の低い加盟国の果物・野菜部門については生産者組織による運営プログラムの助成割合を5割から6割に引上げる。また、青年農業者および新規就農者が生産者組織に加入した場合は当該者に対する投資助成の割合を引上げる。さらに、フードチェーンの川下部門と協力して行う取組みは競争法の適用除外とする。

その他に、特定農産物部門については各部門のCAP予算の6%を上限として直接支払いとしての利用を認める。

(4) 戦略的対話の勧告

戦略的対話による最終報告書（Strategic Dialogue (2024)）の勧告は、前述のとおり今後数年間の政策に反映される見込みである。勧告には新たな施策が含まれるほか、次期CAP改革など既存の農政にも少なからず

影響を及ぼす可能性がある。また、戦略的対話のために23年秋以降、F2Fに基づく施策の提案は抑制されており、それらに関する結論も重要である。そうした観点から多岐にわたる勧告から重要と思われる事項を第11表に整理した。

新たな施策としては、第一に農業・食品部門の持続可能性ベンチマークを開発し、既存の様々な主体による各種基準や手法を調和させる。当面は農場レベルから開始し、農業環境助成金の設定などに利用する。潜在的にはカーボンファームや企業の相当注意義務などとの調和（注17）が期待されよう。第二に、「自然再生基金」と「農業・食品公正移行基金」の設置である。CAPとは別建てとするので、農業予算を環境対策に使われることに対する農業部門の不満にある程度は応えることになる。地域単位の計画に対する支援が可能であり、自然再生については景観レベルと呼ばれる面的な

第11表 戦略的対話のおもな勧告

| | |
|-------------------|--|
| 新たな施策 | <ul style="list-style-type: none"> 農業・食品部門の持続可能性ベンチマークシステムを導入、農場からEUまでを網羅 CAP以外に自然再生基金と農業・食品公正移行基金を設置、環境保全や畜産の地域計画も支援対象 持続可能な消費の施策対象に川上の食品部門を含める 欧州農業食料会議を設置、戦略的対話の提言に基づく施策について欧州委員会に助言 |
| CAP | <ul style="list-style-type: none"> 次の2つのCAP改革期間中、エコスキームおよび環境気候管理誓約に相当する環境向けの予算割合を毎年引上げ 直接支払いは最も必要とする農業者（小規模、青年、混合経営、新規参入、条件不利地域）に的を絞った所得支持に重点、作業部会による検討。EU拡大のため単純な面積比例の支払いは困難 生産者組織や農業保険等リスク管理手段で対処できない壊滅的リスクにEUの農業準備金で対処 バリューチェーンにおける農業者の地位向上、持続可能性のための協力 |
| EGD/F2F/BDSの積残し課題 | <ul style="list-style-type: none"> 農業の各部門にあわせたGHG排出削減目標の設定と包括的算定方法等の整備 動物福祉の法改正案提出(2026年)および包括的表示制度の提案 土壌の総合養分管理計画(窒素とリン)の公表 新規の土地開発をなくす義務的目標(2050年) 食品表示法制の全面的な点検 動物性たん白質から植物性たん白質への移行促進 |

資料 戦略的対話報告書より作成、表側の分類は筆者による。

取組み、公正移行については畜産密集地域の長期的な対策が例示されている。第三は、持続可能な消費にかかる施策の対象拡大である。これまでは消費者に対する情報提供に重点を置いてきたが速やかな改善が実現しなかったため、食生活に影響を及ぼす川上の食品部門を対象に含める。第四は、提言の実現を継続的に支援する「欧州農業食料会議」の設置である。戦略的対話と同様に広範なステークホルダーが参加し、欧州委員会に助言する。

CAPについては、環境対策向けの予算割合を次の2つのCAP改革において（つまり通常の日程であれば2028年から14年間）毎年引き上げる。直接支払い全体についてもさらに改革を進めるよう求めた。今後予想されるEUの加盟国拡大を想定すれば大規模経営の減額措置を伴わない単純な面積支払いは維持できず、直接支払いは最も必要とする農業者（小規模、青年、混合経営、新規参入、条件不利地域）に的を絞った所得支持に重点を置くべきであるとして、検討のため作業部会を設置するよう提案した。この内容はこれまで2回のCAP改革の方向に沿っており、それをさらに進めることを意味している。また、既存の生産者組織やリスク管理施策（農業保険や共済基金）で対処できない例外的リスクや壊滅的リスクにCAPの農業準備金で対処する仕組みを提唱した。その背景としては、近年は異常気象と災害が増えて各国の保険制度等に負荷がかかっており、またウクライナからの農産物流入や災害による損失を補償するため

の資金が不足しがちとなったことが挙げられよう。

そしてEGD/F2F/BDSの各種施策についても方向性が示された。GHG削減については、農業の削減目標を部門別に設定する。前述のとおりこれまでEU段階では農業の削減目標がなく、農業部門の参画の下でなされたこの提言は新たな一歩である。排出権取引制度への参加については各種検討が進行中であるとして結論を保留した。動物福祉については見送られていた法改正案の提出（2026年）と、包括的表示制度の導入を求めた。土壌に関しては、総合養分管理計画（窒素とリン）の公表と、新規の土地開発をなくす義務的目標（2050年）の設定を求めた。後者の目標は土壌健全法案で予定されていたものである。立法案の提出が止まっている食品表示についても、改めて全面的な点検を求めた。さらに、動物性たん白質から植物性たん白質への消費の移行促進も進めるべきであるとした。これはF2Fで当初から反発を受けて後退していた論点である。

（注17）ドイツの農業未来委員会が指摘している。

4 考察

（1）環境戦略の方針転換と成果

当初からあった農業者からの環境戦略に対する反発は、コロナ禍とウクライナ戦争の影響によって増幅し、欧州議会選挙で党勢の回復を目指す欧州人民党の協力が相まって、農業に影響する立法案を大きく後退

させた。産業界からの不満も背景にフランスなどの加盟国は新たな規制案の抑制を求めた。

この情勢を受けて欧州委員会はフォンデアライエン委員長の指揮の下で環境戦略の方針転換を図った。EGDの次の段階はGHG削減に純化する方向で産業の競争力との両立を目指し、もともと限られていた生物多様性の要素は乏しくなった。F2F/BDSの農業分野ではようやく農業部門と環境部門の対話が始まり、合意形成に基づく施策立案の流れとなった。GHG削減についてはEGD以前から合意が形成されていたのに対して、農業と生物多様性の分野では事前の合意を欠いたまま環境部門が政策を立案した（平澤（2023b））ため、立法案の審議が難航したことは決して意外ではない。

各種立法案の修正結果を対比すると、第一に、撤回された持続可能使用規則案を除けば、農業に対する規制強化はいずれも規模を縮小したとはいえ実現しており、全体として環境部門の大きな前進になっている。特に、自然再生規則は各国に農業生態系の再生計画策定と進捗管理を課し、花粉媒介者の増加を義務付けた。しかもCAPの農業環境施策と一致する各種対策が列挙され、CAPとの間に明確なつながりが生まれている。森林破壊規則はEUの農林業にも適用され、かつ将来的には森林にとどまらない対象（生態系と品目）の拡大余地を有している。また、産業・家畜飼養排出指令の対象となる畜産経営は増加する。第二に、制定された法令は所定の時期に制度の評価と見直しが定め

られている。そしてこれらおよび他の統計や相当注意義務、土壌モニタリングなど各種の法令を通じて農業環境分野のデータ収集と蓄積が進む。やがてはそうしたデータと制度の実績評価により、現状把握が進みさらに環境対策を進める材料がそろっていくであろう。また第三に、持続可能使用規則案の撤回や、土壌健全法案構想の土壌モニタリング法案への縮小、当初の予定になかった新ゲノム技術規則案の追加などは、農業以外の産業の利害も反映した動きと考えられるため、農業部門の影響力を過大評価すべきではない。

(2) 2024年のGAEC緩和等の意味

24年初頭の農業者デモを受けて各種の農業者対策が講じられると、直接支払いの環境要件であるGAECの緩和が主な施策の一つとなった。その内容は9つあるGAECのうち6つを緩和し、10ha以下の小規模農業者に対しては9つ全てを免除するものであった。しかも、GAEC7（輪作）については2021年CAP改革の、GAEC8（非生産的用地）についてはさらに前の2013年CAP改革の成果である環境要件の強化内容が消失した。さらに、土壌に関する3つのGAEC（5、6、7）に関する免除規定は加盟国の裁量が大きく、GAECの実効性を損なうことのないよう、妥当な理由に基づく厳格な運用を確保することが重要であろう。また、小規模農業者の免除は、特に中東欧と南欧に該当する農業者が多くなるであろう。

GAEC8の非生産的用地確保要件がエコス

キームに置き換えられたように、農業の環境対策には、規制による義務付けからインセンティブによる誘導へ向かう傾向が見て取れる。他の例としては、自然再生法における泥炭地の目標達成方法および国別再生計画の規定や、将来の農薬削減対策など自然保護のためには農業者に対して官民による十分なインセンティブが必要であるとしたフォンデアライエン委員長の発言も同様の傾向を示している。これは農業団体やヴォイチェホフスキ前農業担当欧州委員が求めていたことでもある。ただし、規制とインセンティブは必ずしも相互に排他的ではない。実際にスイスでは直接支払いの環境要件の一環として、農業者に生物多様性用地の確保を義務付けるとともに、その取組みを生物多様性支払いの対象とし、様々な取組みのメニューを用意している。

環境要件の緩和と並んで農業者の地位向上も主要な施策であった。主な内容は農産物の出荷にかかる契約の規制強化、生産者組織へのてこ入れ、不公正取引慣行の規制強化であった。これらの施策と、当初うたわれた事務負担の軽減はいずれも規制の変更であり、そのほとんどが農業者に対する追加的な財政支出を生じない。それが一連の農業者対策の特徴の一つである。

(3) 戦略的対話と環境戦略

戦略的対話の勧告は、持続可能性ベンチマークや、CAP外の新たな基金（自然再生基金と農業・食品公正移行基金）、持続可能な消費の誘導に川上部門を巻き込むなど、

農業・食料システムの持続可能性を高める新機軸を打ち出すとともに、環境戦略の既存の課題についても重要な提起を含んでいる。特に農業のGHG排出削減目標の設定と、動物性たん白質から植物性たん白質への移行促進は、これまで農業部門が一貫して回避してきた課題である。農業団体が参加した対話からこうした勧告がなされたことはこれまでとは一線を画す動きである。それ以外にも動物福祉や養分管理、土壌の保護、食品表示など棚上げないし停滞している分野について今後の方向性を示しており、実質的なF2Fの再始動につながる内容である。政治環境が厳しいなかで、これらが農業・食料ビジョンにどの程度反映され、かつ実効性を担保できるかが注目される。

(4) 次期CAPへ向けて

最後に次期CAP改革への影響について述べたい。

本稿でみてきた環境戦略の進展が農業にもたらす政策環境の変化を整理すると、①農業に対する環境規制の強まり、②順守費用の高い一部の環境規制はインセンティブへ向かう傾向、③農業環境施策と環境政策の連携の強まり、④農業に関する環境データの収集・蓄積の進行といった特徴が挙げられる。CAP改革にも何らかの形で影響が及ぶとみてよいであろう。また、こうした状況を前提とすれば、戦略的対話が提案する持続可能性ベンチマークによる農業環境データの標準化と、それを利用した施策の開発には一定の需要が見込めそうである。新

しいFSDNデータの活用も見込まれよう。

また、戦略的対話はCAPについて環境対策の予算割合を十数年間にわたり拡大し、(高額受給の減額措置を伴わない)単純な面積支払いをやめて所得支持は支援を必要とする農業者に集中すべきだとしている。これはいずれも過去2回のCAP改革で進めてきたことであり、さらにその方向へ向かうことはおそらく農業部門にとっても想定範囲内と思われる。ただし現行制度では高額受給の減額および受給上限額の設定は加盟国の任意である。新たな要素は、単純な面積支払いをやめるべき根拠としてEU拡大を挙げていることである。これはウクライナのEU加盟交渉が妥結に至った場合、ウクライナの農業をCAPに組込む際の課題を反映している。

世界の主要な農産物輸出国であるウクライナをEU単一市場に迎え入れることの問題を脇へ置いたとしても、現行の直接支払制度ではウクライナ加盟に対応できない。現行のEU財政制度と面積支払いを基本とする直接支払では、一人当たり所得水準が低くかつ農地の豊富なウクライナに資金が集中する。しかも、ウクライナにはアグロホールディングと呼ばれる巨大農業生産企業が多数存在し、経営面積規模は最大で農地面積数十万ha、上位10社で3百万haに及ぶ。EUの既存加盟国にも巨大経営は存在するがこれには及ばない。おもに家族経営に対する所得支持を想定したCAPの直接支払いは明らかに馴染まないであろう。公的資金は公共的機能の提供に対して支払うべきである

という主張はこれまでもなされてきたが、従来型の面積支払いが難しくなることによってそれが後押しされる状況となったのである。ウクライナの加盟見通しがCAP改革を促進し、環境対策も進む可能性が高まっている。

※2025年1月までの情報に基づき執筆

<参考文献>

- Draghi, M. (2024a) "The Future of European Competitiveness, Part A: A competitiveness strategy for Europe", September.
- Draghi, M. (2024b) "The Future of European Competitiveness, Part B: In-depth analysis and recommendations", September.
- European Commission (EC) (2020), "A Farm to Fork Strategy," Communication, COM (2020) 381final, May 20.
- European Commission (EC) (2021), "Sustainable Carbon Cycles," Communication, COM (2021) 800final, Dec 15.
- European Commission (EC) (2022), "Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the sustainable use of plant protection products and amending Regulation (EU) 2021/2115," COM (2022) 305final, Jun 22.
- European Commission (EC) (2023a), "Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2008/98/EC on waste," COM (2023) 420final, Jul 5.
- European Commission (EC) (2023b), "Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Soil Monitoring and Resilience (Soil Monitoring Law)," COM (2023) 416final, Jul 5.
- European Commission (EC) (2023c), "Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on plants obtained by certain new genomic techniques and their food and feed, and amending Regulation (EU) 2017/625," COM (2023) 411final, Jul 5.
- European Commission (EC) (2023d), "Proposal

for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the production and marketing of forest reproductive material, amending Regulations (EU) 2016/2031 and 2017/625 of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 1999/105/EC (Regulation on forest reproductive material),” COM (2023) 415final, Jul 5.

- European Commission (EC) (2023e), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the production and marketing of plant reproductive material in the Union, amending Regulations (EU) 2016/2031, 2017/625 and 2018/848 of the European Parliament and of the Council, and repealing Council Directives 66/401/EEC, 66/402/EEC, 68/193/EEC, 2002/53/EC, 2002/54/EC, 2002/55/EC, 2002/56/EC, 2002/57/EC, 2008/72/EC and 2008/90/EC (Regulation on plant reproductive material),” COM (2023) 414final, Jul 5.
- European Commission (EC) (2023f), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of animals during transport and related operations, amending Council Regulation (EC) No 1255/97 and repealing Council Regulation (EC) No 1/2005,” COM (2023) 770 final, Dec 7.
- European Commission (EC) (2024a), “Securing our future-Europe’s 2040 climate target and path to climate neutrality by 2050 building a sustainable, just and prosperous society” , Communication, COM (2024) 63final, Feb 6.
- European Commission (EC) (2024b), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulations (EU) No 1308/2013, (EU) 2021/2115 and (EU) 2021/2116 as regards the strengthening of the position of farmers in the food supply chain,” COM (2024) 577 final, Dec 10.
- European Commission (EC) (2024c), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on cooperation among enforcement authorities responsible for the enforcement of Directive (EU) 2019/633 on unfair trading practices in business-to-business relationships in the agricultural and

food supply chain,” COM (2024) 576 final, Dec 10.

- European Commission (EC) (2025), “A Competitiveness Compass for the EU,” Communication, COM (2025) 30 final, January 29.
- European Council (2024) “Strategic Agenda 2024-2029” , adopted June 27.
- Strategic Dialogue on the Future of EU Agriculture (2024), “A shared prospect for farming and food in Europe,” the final report, September.
- Trinomics et al. (2023), “Pricing agricultural emissions and rewarding climate action in the agri-food value chain.”
- von der Leyen, Ursula (2024), “Europe’s Choice-Political Guidelines for The Next European Commission 2024-2029,” July 18.
- 小澤隆 (2024) 「土壌の健全性 (Soil health) の回復に向けたEUの取組」、『レファレンス』(886)、1～30頁、10月
- 平澤明彦 (2021) 「欧州グリーンディールは共通農業政策 (CAP) を変えるか」『農業経済研究』第93巻第2号、172～184頁、9月
- 平澤明彦 (2022) 「EUの2021年CAP改革にみるファームトゥフォーク戦略への対応」『農林金融』75(2)、2～23頁 <https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2202re1.pdf>
- 平澤明彦 (2023a) 「EU環境・気候戦略の進展と農業」『農林金融』76(4)、19～47頁 <https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2304re2.pdf>
- 平澤明彦 (2023b) 「揺らぐEU環境戦略「自然の柱」—農業との摩擦の行方—」『農中総研 調査と情報』web誌、第99号、8～9頁
- 平澤明彦 (2025a) 「欧州グリーンディール「自然の柱」と農業—戦略的対話へ向けて—」、蓮見雄・高安定見編著『カーボンニュートラルの夢と現実—欧州グリーンディールの成果と課題—』文眞堂、125～139頁
- 平澤明彦 (2025b) 「『EU戦略的対話』の結論 農業と環境の両立へ」『日本農業新聞』GXグローバル欄、1月16日
- 平澤明彦 (2025c) 「EU環境戦略の後退と戦略的対話」『JAcom 農業協同組合新聞』1月31日 <https://www.jacom.or.jp/nousei/rensai/2025/01/250131-79256.php>

(ひらさわ あきひこ)

JAバンクにおけるESG地域金融

理事研究員 重頭ユカリ

〔要 旨〕

地域の環境や社会課題を解決するために、地域金融機関がESG要素を考慮し適切な知見やファイナンスを提供するESG地域金融の重要性が高まっている。地域で事業を行う組合員／会員向けに融資を行う協同組織金融機関にとっては、金融支援によって地域課題の解決や地域の持続性に資することは一般的なことだが、地域課題の複雑化や融資規模の拡大などによって、複数の組織が連携して非金融支援を含めて対応することも重要性を増してきた。

本稿でとりあげた協同組織金融機関であるJAバンクの2つの取組みからは、ESG地域金融においては系統内外の連携や非金融支援が効果的であることや、融資先だけでなく融資を行う側や地域社会全体にとってもメリットがあることが示唆された。

目 次

はじめに

1 ESG地域金融とは

- (1) ESG地域金融への注目
- (2) ESG地域金融の定義
- (3) ESG地域金融の意義
- (4) 協同組織金融機関とESG地域金融
- (5) 農協の独自性とJAバンクの取組み

2 JA愛知信連とJA愛知北の取組み

- (1) JA愛知信連の概要
- (2) GAPとは
- (3) JA愛知北の概要
- (4) ゴトアグリ/JGAP認証取得などへのJAグループ・県の一体的支援

(5) 取組みの効果

3 JAふくおか嘉穂と飯塚信金の取組み

- (1) JAふくおか嘉穂の概況
- (2) 筑穂牛の生産
- (3) 筑穂牛専門料理店「あかね荘」を営むヒイズル
- (4) 筑穂牛肥育経営参入への業態を超えた支援
- (5) 取組みの効果

4 事例にみるポイントと今後の方向性

- (1) 事例にみるポイント
- (2) 今後の方向性

はじめに

環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に着目して投融資を行う金融機関の取組みは古くから存在し、ソーシャルファイナンス、環境ファイナンス、連帯ファイナンス、倫理的ファイナンスなどとして紹介されていた。ただこうした名称がつけられていることから分るとおり、一部の金融機関の特別な取組みとしてみられていたと思われる。

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）によれば、ESGという言葉が広まったのは、2006年に国連が機関投資家に対し、ESGを投資プロセスに組み入れる「責任投資原則」（PRI）を提唱したことがきっかけである。その後パリ協定の成立や持続可能な開発目標（SDGs）の採択などもあり、ESGを考慮した金融行動は世界的に急速に広がった。日本ではGPIFが15年にPRIに署名したことで、ESG投資への注目が高まったといわれるが、間接金融中心の日本ではESG融資の拡大が重要であることから、特に地域金融機関によるESG地域金融の普及を支援しようという動きが進んだ。

本稿では、協同組織金融機関にとってのESG地域金融について検討したあと、JAバンクの取組みからポイントなどについてみていくこととする。

1 ESG地域金融とは

(1) ESG地域金融への注目

環境省は、年金資産や預金といった国民のお金を、環境課題と経済・社会的課題の同時解決に向けた取組みに導くためには、長期的視点から資金の流れを変えて持続可能な社会を築いていこうという関係者の強い意志が必要だとして、金融市場の主要なプレーヤーや有識者を集めて18年にESG金融懇談会を開催した。同懇談会の提言には、「パリ協定とSDGsが目指す脱炭素社会、持続可能な社会に向けた戦略的なシフトこそ、我が国の競争力と「新たな成長」の源泉であるとの認識の下、直接金融において先行して加速しつつあるESG投資をさらに社会的インパクトの大きいものへと育むとともに、間接金融においても地域金融機関と地方自治体等との協働と、グローバルな潮流を踏まえた金融機関の対応によりESG融資を実現する必要があることを確認した」と明記されている。

その実現のため環境省では19年度から「地域におけるESG金融促進事業」を実施し、採択された金融機関に対し、有望なグリーンプロジェクトなどの市場調査、将来性・利益性の掘り起こし、ESG要素を考慮した事業性評価のプロセス構築などの支援を行った。こうした実践をもとにして、『ESG地域金融実践ガイド』を20年4月に初めて公表した。同ガイドは、実務の発展に応じて内容の見直しや改訂を行うとしており、

これまでに5つの版が公表されている。

(2) ESG地域金融の定義

環境省の『ESG地域金融実践ガイド』20年4月版には、ESG地域金融の本質として「ESG要素（環境・社会・企業統治）を考慮した事業性評価と、それに基づく融資・本業支援等の実践は、地域金融機関にとって本質的に内在しているものである」と記載されている。21年4月の2.0版と22年3月の2.1版では、より詳しく「ESG地域金融とは、ESG要素（環境・社会・企業統治）を考慮した事業性評価と、それに基づく融資・本業支援等であり、ESG地域金融の本質は、これまでも地域や地域企業の課題解決に向けて地域金融機関が取り組んできた取組に内在しているものである」とされた。23年3月の2.2版、24年3月の3.0版では、「ESG地域金融の定義は『地域における持続可能な社会・経済づくり』を拡大するために地域金融機関が期待される役割、すなわち『地域の特性に応じたESG要素を考慮した金融機関としての適切な知見の提供やファイナンス等の必要な支援』である」とされている。

新しい定義からは、ESGを考慮したファイナンスは地域金融機関の取組みに内在するものという点が割愛されているが、ESG地域金融の考え方として「従前から地域金融機関が取り組んできた、事業性評価での目利き、融資先への丁寧なモニタリング、本業支援等の延長線上にある」とあり、この点についての見方が変化したわけではな

い。一方、初期には「事業性評価と、それに基づく融資・本業支援」と融資中心に説明されていたが、後には「適切な知見の提供やファイナンス等の必要な支援」とされ、非金融支援の位置づけが高まったようにも見える。

農林水産省の『農林水産業・食品産業に関するESG地域金融実践ガイダンス』では、22年3月の第1版から24年3月の第3版まで、「ESG地域金融とは、ESG（環境、社会、ガバナンス）の要素を考慮した事業性評価に基づく投融資・本業支援である」「その本質は、これまでも地域や農林水産業・食品産業の事業者の課題解決に向けて地域金融機関が実践してきた取組に内在していると言える」と記載されており、環境省の初期の定義とほぼ同様である。

他方、家森編（2024、2頁）では、環境、社会に対して配慮した経営（サステナビリティ経営）を実現していくための地域企業の取組みを促進するような地域金融機関の活動をESG地域金融（あるいは、サステナビリティ金融）と呼んでいる。

(3) ESG地域金融の意義

ESG地域金融の重要性について、環境省のガイド初版から2.1版の「地域経済エコシステム」（注1）と題するスライドは以下のように説明している。「地域には、環境・社会的課題の解決に資する技術力や製品・サービスを有しているが、その価値が見出されていない企業が多数存在している。こうした企業をESG要素を考慮して発掘、支援

することが地域経済成長の鍵となる」。そして「地域経済の活性化に向けて、地域金融機関は自治体等と連携し、地域資源の活用・地域課題の解決に取り組んでいくべき重要なポジションにある」と説明する。

スライドには、地域金融機関は自治体や大学などの地域の多様なプレーヤーと連携し、地域企業と対話しつつ環境・社会課題の解決に取り組むことが図示され（第1図）、こうした姿が地域経済エコシステムとして想定されている。そして、こうした取組みは「地域循環共生圏づくりに貢献、SDGsやSociety5.0（注2）の実現にもつながる」とされる。表現ぶりは多少異なるが、ガイド2.2版、3.0版も同様の考え方を踏襲している。

環境省のウェブサイトでは、「地域循環共生圏は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくる」とも

に、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する『自立・分散型社会』を示す考え方」としている（注3）。その地域循環共生圏を実現するためのキープレーヤーとして、地域金融機関が位置づけられているのがESG地域金融である。

（注1）エコシステムは、生態学の用語で、領域の生き物や植物が互いに依存しつつ生態系を維持する関係を指す。近年では、ビジネスの分野で、事業体や顧客をはじめとする多数の要素が集結し、分業と協業による共存共栄の関係をさすようになっている。

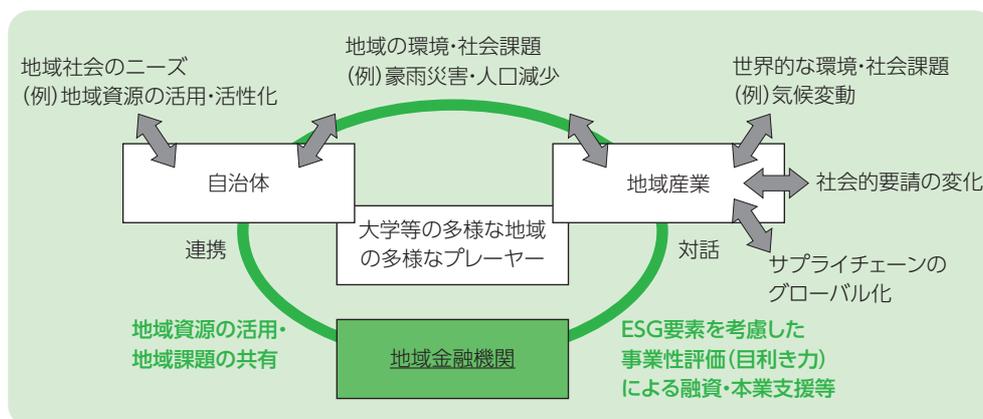
（注2）Society5.0は、2016年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として提唱されたもの。

（注3）環境省ウェブサイト<https://chiikijunkan.env.go.jp/shiru/#a-shiru-about>（2025年2月6日最終アクセス）

（4） 協同組織金融機関とESG地域金融

上述の定義でも、「地域金融機関が取り組んできた取組に内在しているものである」とされているように、地域で事業を行う組

第1図 地域経済エコシステム



地域循環共生圏づくりに貢献
SDGsやSociety5.0の実現にもつながる

資料 環境省「ESG地域金融実践ガイド2.1」2022年3月

合員／会員向けの融資を行う協同組織金融機関にとっては、地域課題の解決や地域の持続性に資する融資を行うことは一般的である。地域の持続可能性に資するといった点に着目するのであれば、大規模な自然災害やロシアのウクライナ侵攻といった不測の事態が起こった際に、協同組織金融機関が組合員／会員のために緊急の相談窓口を設け特別な対応をとることも、地域経済の持続性にとっては極めて重要だとも考えられる。

こうしたことを考慮すると協同組織金融機関の場合は、前述のESG地域金融の定義にあてはまるケースが多くなるとみられるため、本稿では事例をみる際に、上記の定義に加えて「連携」にも着目することとする。第1図にも示されているとおり、ガイドにも自治体など他の組織と連携しエコシステムを構築することが重要であるとされており、「連携」は定義には記載されていないものの、ESG地域金融にとって不可欠な要素とみなされている。

(5) 農協の独自性とJAバンクの取組み

農協は、信用事業以外に農産物を販売する経済事業や農業経営の技術・経営指導、新しい作物や技術の導入など農家への営農指導も行っている。つまり、農家組合員に対する営農や販路開拓の支援など、他の金融機関における本業支援が信用事業以外でも一般的に行われていることになる。さらに、事業活動以外に農作物の生産者部会、女性部、青年部、助け合い組織といった組

合員活動も活発に行われている。

そのため、他金融機関であれば融資を念頭に非金融支援を行うケースでも、農協では組合員活動や農産物振興の一環として支援することがある。その一例として、地域の農産物を使って新たな加工品を開発・販売するケースが挙げられる。農協のなかには、希望者を募り、農協の加工場を提供して加工品を作ってそれを農協の直売所で販売してもらうという取組みを行うところがある。一般的には、そうした加工品販売を希望する人は、加工場の整備や販路開拓が必要となり、そのための資金を金融機関から借り入れることもあろう。しかし農協における上記のようなケースでは資金を借り入れる必要はなく、起業的な活動へのサポートを受けることができる。同様に、女性部などの活動のなかから、地域を盛り上げるために、パンや菓子、お弁当を販売したり、皆が集まれる食堂やカフェを開いたりしたいと考える人々がでてきて、農協の空きスペースを利用して活動しているというケースも多い。

つまり、農協においては融資とは関係なしにESG地域金融に近いことが行われていることにも留意する必要があるが、本稿では地域金融機関として融資を含む事例を紹介することとする。また本稿では、農協、信用農業協同組合連合会（以下、信連という）、農林中央金庫による連携を視野に入れているため、JAバンクという呼称をタイトルに用いた。JAバンクとは、農協、県域を単位とする信連、農林中央金庫により構

成され、実質的に1つの金融機関として機能するグループの名称である。

JAバンクに限らず、ESG地域金融の定義にあてはまるものがどれほどあるかに関するデータは、いずれの業態でも公表されていない。農林水産省の『農林水産業・食品産業に関するESG地域金融実践ガイドンス』や、同モデル事例集には、第1表に挙げるようなJAバンクの事例が掲載されている。JAバンクに関しては、農林中央金庫や各地域の信連を通じて事例の収集が行われたため、農林中央金庫や信連または両者の連携事例が中心となっている。

本稿では、JA愛知信連が第1表に掲載されたケースに続いて、JA愛知北と連携してJGAP認証取得支援などを行った取組みと、モデル事例集では参考事例として簡潔に紹介されたJAふくおか嘉穂の取組みについてとりあげ、JAバンクのESG地域金融のポイントなどについて検討してみたい。

2 JA 愛知信連と JA 愛知北の取組み

(1) JA愛知信連の概要

JAバンクにおいて、信連は県域内の農協の余裕金を貯金のかたちで預かり、それを原資にして資金を必要とする先に貸出を行う。かつては農業を営むのは農協の組合員である農家世帯が中心で、農家世帯への融資は農協が対応していたため、信連の主な貸出先はJAグループ内の連合会や食品産業をはじめとする地元の企業などが中心だった。しかし、農業法人の設立などにより農業の経営規模が拡大するようになると、農協単独では対応が難しくなるケースが生じ、信連が融資対応することも増えてきた。

JA愛知信連においても、農業融資グループを設置してそうした案件に対応してきた。そのなかで、JAグループが目標に掲げる農業者の所得向上のためには、経営課題への対応力強化も必要だと考え、18年4月に同グループ内にコンサルティング専門担当者

第1表 農水省『農林水産業・食品産業に関するESG地域金融実践ガイドンス』『モデル事例集』掲載のJAバンクの事例

| ガイドンス | 案件名 | 金融機関名 |
|------------------------|--------------------------------|-----------------|
| ガイドンス第1版 (2022年3月刊) | コロナ禍からの反転攻勢に向けた水産加工と販路開拓の取組(注) | 農林中央金庫、九州信漁連 |
| | 農林水産物・食品輸送におけるパレットの共同利用 | 農林中央金庫 |
| ガイドンス第2版 (2023年3月刊) | 畜産業と食品産業が連携した食品リサイクル・ループの構築 | 静岡県信連、農林中央金庫 |
| | 家畜糞尿処理の効率化に向けたバイオガスプラントの普及促進 | 北海道信連、農林中央金庫 |
| | 農業法人におけるGHG排出量の見える化と削減の促進 | 農林中央金庫 |
| モデル事例集 (2024年3月刊) | GAP認証取得による米輸出と地域伝統野菜の6次産業化 | 愛知県信連 |
| | JA・信用金庫・自治体が協働し、飲食事業者の事業再構築を支援 | JAふくおか嘉穂、飯塚信用金庫 |

資料 農水省『農林水産業・食品産業に関するESG地域金融実践ガイドンス』第1、第2版、同モデル事例集より作成
(注) 厳密にはJFマリンバンクの事例だが、農林中央金庫が関係しているため掲載した。

3人を配置した。しかし、企業融資のノウハウをもっているJA愛知信連にとっても、農業法人への対応は勝手が違う面があった。そこで当初は外部の研修に参加して知識を身につけたり、自治体などが運営する公的な支援機関とのネットワークを構築したりして農業法人などへの対応力をつけていった。また、農業融資グループの取引先全体を対象に、経営体の基本情報や、信連に対する支援ニーズや期待を質問するアンケートを行うなどして、コンサルティングへのニーズを把握した。

取引先の潜在的なニーズの把握には、対話も重要である。例えば、取引先の（株）六ッ美ライスセンターとはJA愛知信連が対話を深めるなかで、国内市場の縮小を見越して海外市場を目指すという将来の方向性が明確になり、米の海外輸出の際に有利になるASIAGAPの認証取得を支援することとなった（注4）。その過程において適切な支援を行うために、JA愛知信連の職員が自らASIAGAPの指導員資格を取得した。同信連は、六ッ美ライスセンターの後にもGAP認証の取得を数件サポートしており、そのうちの1つが後述する（有）ゴトアグリである。

（注4） 六次産業化を含めた（株）六ッ美ライスセンターへの支援については、農林水産省（2024）モデル事例集に詳しく紹介されている。

（2）GAPとは

農林水産省によれば、GAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）は、農業生産の各工程の実施、記録、点検

および評価を行うことによる持続的な改善活動である。工程管理とは、農産物を作る際に適正な手順を守り、モノの管理を行い、持続可能性を確保する取組みで、SDGsの目標とも親和性があり、実施することによってSDGsに貢献することができるとされている。農林水産省は、「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の5分野を含むGAPを国際水準GAPと呼び、30年までにほぼすべての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進している。

ガイドラインに沿ってGAPを実施するだけでなく、認証機関の審査を受けることによってGAPを実施していることを客観的に証明することもできる。日本で主に普及している国際水準GAPは、「GLOBAL G.A.P.」「ASIAGAP」「JGAP」である。

審査費用がかかるためGAPを実施していても認証を取得するとは限らないが、農産物の輸入や食材の調達においてGAP認証の取得を求める国や企業が増えてきているため、そうしたニーズに対応するための認証取得も進んでいる。農林水産省の調べによれば、24年3月末時点でJGAPを取得している経営体数は5,054、ASIAGAPは1,931、GLOBAL G.A.P.（23年12月時点）は753、合計7,738経営体である（注5）。

（注5） 青果物、穀物、茶、畜産にかかる認証経営体数（国内のみ）。複数の認証を取得している経営体については重複計上されている。

(3) JA愛知北の概要

93年に愛知県北部地域の6農協が合併してできたJA愛知北は、江南市、犬山市、大口町、扶桑町、岩倉市を事業区域としている。24年3月末の法人を含む正組合員数は9,046、准組合員数は18,261、職員数は318人、貯金残高は3,940億円、貸出金残高は514億円である。管内では、濃尾平野の平坦で肥沃な土壌と木曾川、五条川の恩恵により、米、野菜、果樹、花きなどが幅広く生産されている。

同JAの信用事業部門では、農業者のうち、後継者がいる、規模拡大意向を持つなど将来の担い手と想定される先を中心に選定して、重点的な訪問の対象としている。訪問の際には支店の信用事業担当職員に営農事業担当職員が同行し、会話のなかから設備投資への意欲のみならず事業承継など今後の農業経営に関する意向を幅広く把握することに努めている。なお営農事業担当職員は、上記の信用事業の選定先以外の農業者にも日常的に訪問し、そのニーズに対応している。

同JAは、地元農家の高齢化や後継者不足による労力不足を補うため、職業安定法関係法令および通達に基づいて、無料職業紹介事業を行っている。無料職業紹介事業は、働き手を求める農家と、農業をしてみたい人や短期間に集中して働きたいという地域の人を手数料や報酬をとらずにマッチングするものである。営農事業担当職員は、申込みをしてきた人に面接を行ったうえで、働き手を求める農家につないでいる。

(4) ゴトアグリ(JGAP)認証取得などへのJAグループ・県の一体的支援

有限会社ゴトアグリは、JA愛知北管内の扶桑町に位置し、江戸時代から農業を営んでいる。04年8月に法人化し、23年3月に現在の代表が7代目として事業承継した。24年12月時点の従業員数は35人で、だいこん、にんじん、白菜、キャベツを栽培している。近隣のライスセンターから出るもみ殻と、養豚・養鶏業者から出る豚糞や鶏糞、自社の野菜残渣とを合わせた自社開発の有機肥料を用いて、できるだけ化学肥料を使わない栽培を行っている。また、最新の機械を用いて省力化して生産を行いつつ、自社出荷施設から契約取引先への出荷を行っているのが特徴である。

扶桑町では、高齢化の進展や後継者不在により維持管理できない農地が増えており、ゴトアグリを含む大規模な農業法人2社に農地を引き受けてほしいという要望が集中している。ゴトアグリが賃借している農地は年々増加し、管理する圃場は350か所以上にもものぼる。24年12月の時点では、緑肥を植えている圃場も含め全体で80haを管理しており、そのうち40haで販売用の農作物を栽培していた。

同社の代表は、規模拡大に伴う増産分の売り先確保を重要な課題ととらえており、販売先である大手量販店がGAP認証を取得した農場からの調達比率を高める方針を打ち出したことを受けて、他社に先んじてGAPに着手した。販売先からは、GAPとはどのようなものか、認証を取得するために

作成すべき帳票についての説明を受け、少しずつ対応を進めていたものの、農作業に追われたり具体的にどうすればよいか分からない部分があったりして作業が捗らなかった。

同社には、JA愛知信連が融資先として定期的に訪問を行っている。JA愛知北とは資材や農薬などの購入や農産物販売、融資など幅広い取引があり、前述の重点的な訪問対象にもなっているほか、先代に続き現代表もJAの理事を務めている。また、JA愛知中央会は同社の経営相談に対応するなどJAグループ全般で支援を行う先になっていた。JGAP認証の取得は同社が将来にわたって持続可能な農業経営を目指すために重要な取組みだとして、JA、信連、中央会に加えて尾張農林水産事務所農業改良普及課も入ってチームを組成して認証取得を支援することとした。チームによる支援が本格化したのは21年6月ごろである。

GAPでは、栽培時における農薬の散布、作業に必要な資材などの管理、農産物を出荷する際の梱包作業など各工程における手順をルールに沿って定めたいうえで、それを文書で明示すること、基準に沿って農場を整備することが求められる(写真1)。支援チームは、代表の相談相手となって文書化や農場の整備をサポートしたり、社内全体での意識づけのためゴトーアグリの中社員を対象に専門家を招いてGAP研修会を開催したりした。専門的で分かりにくい部分についてはGAPの専門家に照会したうえで、代表とチームで同社の現状に合った対応を

模索した。代表によれば、作成すべき帳票の1つずつについて例を示して丁寧に教えてもらったことや、「いつまでにこれをやりましょう」とやるべきことを区切ってスケジュールを管理してもらえたことで作業が捗っていったという。ゴトーアグリは23年11月にJGAPの認証を取得し、その後も支援チームの伴走支援を受けつつ、認証を維持している。

こうしたJGAP認証取得サポートと同時に、支援チームからは急速に増える圃場を管理するためにZ-GIS(圃場管理システム)導入の支援や、新規販売先の紹介、農作業を効率化するための設備投資への融資、補助金の活用支援も行われている。また、JA愛知北の無料職業紹介事業を通じて、収穫や出荷作業を担う人材などの紹介も行われている。同社が単独でパート職員を募集すると告知や面接などにかかる手間も大きいですが、JAが募集を行うと人が集まりやすいうえに適任者をマッチングしてもらえるため、大幅に手間を減らすことができている。



写真1 ゴトーアグリの中農薬保管庫の様子
(JA愛知信連提供)

(5) 取組みの効果

ゴトアグリは、JGAP認証取得の効果として手順の整備や現場改善による生産管理や効率性の向上、農作業事故の回避を挙げる。最も大きいのは「この作業を行う際には必ずヘルメットを着用してこの動線で行う」などの作業手順を文書で明確化したことによって、従業員の安全に対する意識が高まり、事故を未然に防ぐことができることである。法人としてこうした手順を定めていることは、従業員の安全を守ろうとしていることの表れでもあり、従業員の安心感にもつながっている。他方、JA愛知北としても、無料職業紹介事業で働くことを希望している人をマッチングする際には、そのような取組みをしている同社は安心して紹介できる先になっている。

同社は、JGAP認証を取得していることを特にアピールはしていないが、GAP認証を取得した先から野菜を仕入れたいと希望する取引先との新たな契約も行っている。世の中の趨勢を踏まえると今後はそうしたニーズが増えるとみられ、対応する体制を整えることができたといえよう。

上述のような支援を通じて、JA愛知信連やJA愛知北との関係性も一層深まっている。信連やJAが紹介した取引先に関しては取引条件をJAが調整する役割を担っている

が、販路開拓や取引先との調整作業も同社にとっては負担が大きいため、手数料を払ったとしてもJA経由で販売する方がよいのだという。つまり支援があることによって、同社は人材確保や営業活動、取引条件の交渉に割く労力を農作業や出荷作業にまわすことができ、規模拡大にも寄与していると考えられる。

同社の経営規模拡大は、地域の農地の維持管理に大きな意味を持っている。扶桑町では高齢化の進展などにより、10年の販売農家104戸、自給的農家364戸から、20年にはそれぞれ56戸、292戸へ減少した（注6）。これにともない農地面積も10年の283haから20年には246haへ、そのうち畑の面積も209haから178haへと減少した（第2表）。JA愛知北の管内でも扶桑町は名古屋への交通

第2表 扶桑町の農地と人口の推移

(単位 ha、人、世帯、%)

| 年 | 実数 | | | | 前年比増減率 | | | |
|------|------|-----|--------|--------|--------|------|------|-----|
| | 農地面積 | | 人口 | 世帯数 | 農地面積 | | 人口 | 世帯数 |
| | うち畑 | | | | うち畑 | | | |
| 2010 | 283 | 209 | 34,081 | 12,532 | △0.7 | △0.5 | 0.4 | 1.2 |
| 11 | 282 | 208 | 34,260 | 12,697 | △0.4 | △0.5 | 0.5 | 1.3 |
| 12 | 282 | 208 | 34,185 | 12,822 | 0.0 | 0.0 | △0.2 | 1.0 |
| 13 | 277 | 204 | 34,310 | 13,031 | △1.8 | △1.9 | 0.4 | 1.6 |
| 14 | 274 | 201 | 34,409 | 13,173 | △1.1 | △1.5 | 0.3 | 1.1 |
| 15 | 270 | 198 | 34,510 | 13,367 | △1.5 | △1.5 | 0.3 | 1.5 |
| 16 | 265 | 194 | 34,663 | 13,591 | △1.9 | △2.0 | 0.4 | 1.7 |
| 17 | 259 | 189 | 34,635 | 13,768 | △2.3 | △2.6 | △0.1 | 1.3 |
| 18 | 255 | 186 | 34,777 | 14,017 | △1.5 | △1.6 | 0.4 | 1.8 |
| 19 | 250 | 182 | 34,781 | 14,191 | △2.0 | △2.2 | 0.0 | 1.2 |
| 20 | 246 | 178 | 34,913 | 14,424 | △1.6 | △2.2 | 0.4 | 1.6 |
| 21 | 244 | 176 | 34,984 | 14,580 | △0.8 | △1.1 | 0.2 | 1.1 |
| 22 | 243 | 175 | 35,017 | 14,780 | △0.4 | △0.6 | 0.1 | 1.4 |

資料 愛知県「土地に関する統計年報」、扶桑町ウェブサイト
 (注) 農地面積は各年7月15日、人口、世帯数は各年12月末現在。

の便がよいことから人口増加が続いており、宅地化など非農業用途への転用が行われやすい環境にある。そのような状況にあっても、20年代に入ってから徐々に農地面積の減少率が縮小している。現状では、扶桑町の畑の半分弱をゴトアグリが管理しているとみられ、JA愛知北は同社が扶桑町の農地の維持や農業生産の継続に大きな役割を果たしていると考えている。

ゴトアグリが地域農業に果たす役割が大きくなるなか、同社の出荷施設の処理能力が上限に達しようとしている。24年11月からは、地域の耕作放棄地を引き受けさらなる規模拡大を進めるなど、ゴトアグリが10年後に目指す姿が見える化し、それに必要になる出荷施設や組織体制の整備、人材の確保などの経営課題について、JA愛知信連、JA愛知北、農林中央金庫とともに検討する会議を開催している。

(注6) 販売農家は、経営耕地面積30a以上または調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上。農家のうち、経営耕地面積、農産物販売金額が前記未満は自給的農家。

3 JAふくおか嘉穂と飯塚信金の取組み

(1) JAふくおか嘉穂の概況

97年に福岡県筑豊地区の5農協が合併してできたJAふくおか嘉穂は、飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡桂川町を事業区域としている。24年3月末の法人を含む正組合員数は5,356、准組合員数は11,276、職員数は272人、貯金残高は1,220億円、貸出金残高は

156億円である。管内では、米、野菜、果物、花など幅広い農産物が生産されている。同JAでは、筑穂牛と強い甘みをもつ福岡限定オリジナルブランドのとよみつひめ（いちじく）を使ったレトルトの「筑穂牛カレー」を加工品として開発し、農産物直売所などで販売している。また、22年11月には、農産物直売所「かほ兵衛の台所」や飲食店などの複数のテナントが入る複合型ファーマーズマーケット「カホテラス」をオープンしている。

(2) 筑穂牛の生産

管内で生産される筑穂牛は、小倉牛と並び福岡県内最古の和牛ブランドと言われる。筑穂牛の名のもととなった筑穂町は、06年3月に飯塚市、穂波町、庄内町、潁田町との合併により飯塚市となり、現在はその名が残っていない。

筑穂牛の生産者になるためには、JAふくおか嘉穂の筑穂支所管内に住所があり、筑穂支所肥育牛部会に加入しJAが提供する統一のオリジナルブレンドの基礎配合飼料（筑穂牛1号）を給餌することが必要である。筑穂牛は素牛（もとうし）導入から肥育期間の約20か月のうち、導入後の約10か月の成長期には、内臓や骨格をしっかりと作るために主に稲わらや牧草などの繊維質の餌を与え、残りの脂肪をつける段階では、約10種類の穀類を独自の比率でブレンドしたJA提供の飼料を与えて育てる。これにより肉質はジューシーで柔らかく、脂部分はとろけるような舌触りになるが、不飽和脂

脂肪酸の比率が高いため、コレステロールの上昇を起こしにくくヘルシーな肉になる。筑穂牛の肥育にあたっては、地元の農家同士で協力して稲わらを牛に食べさせ、牛舎で出た糞はたい肥にして田んぼに返すという循環型の取組みが古くから行われてきた。しかし、最盛期には30戸ほどあった肥育農家の数は徐々に減り、20年11月頃には残っていた2戸のうちの1戸が新型コロナウイルスの影響で廃業を申し入れる事態となった。

(3) 筑穂牛専門料理店「あかね荘」を営むヒイズル

株式会社ヒイズルは、福岡県飯塚市で筑穂牛の専門料理店「あかね荘」を営んでいる。64年に現在の店主の祖父が創業した時は日本料理店であったが、30年ほど前に筑穂牛の専門店となった。14年にはミシュランガイドの1つ星を獲得し、マスコミにもたびたび紹介され、県外からも多くの人が足を運んでいる。

しかし前述のとおり、あかね荘の仕入先である筑穂牛の生産農家がコロナ禍の影響を大きく受け、廃業を検討するに至った。ヒイズルの代表であるあかね荘の店主は、廃業の話聞き、このままでは筑穂牛が世の中に出回らなくなってしまうという危機感を抱き、JAふくおか嘉穂などに相談をもちかけた。コロナ禍の影響が飲食店にも及んでいた時期ではあったが、地元のブランド牛を守りたい、筑穂牛に恩返しをしたいという一心で自ら肥育経営に乗り出すこと

を決心したのである。

廃業する農家から牧場や施設を賃借し、牛の世話も継続して行ってもらえることとなったため、肥育技術に関しては問題がなかった。また、肥育した筑穂牛をあかね荘で提供すれば、あかね荘は仕入れコストを下げるができる。しかし100頭規模の牧場を引き継ぎ、経営を成り立たせるには、自ら販路を開拓したり付加価値をつけて販売したりすることが必要になる。そのため、肥育だけではなく食肉加工場や直売所の建設やインターネット販売サイトの構築が必要であり、それに必要な資金の借入も行わなければならないかった。

(4) 筑穂牛肥育経営参入への業態を超えた支援

JAふくおか嘉穂は、ヒイズルとは現在の店主の父の代から信用事業や共済事業で取引をしており、あかね荘が地元の有名店であることからJAでも利用していた。店主から筑穂牛の肥育経営を引き継ぎたいという相談を受け、JAでは対応を検討した。上述のとおり、肥育にかかる資金以外にも加工場の建設資金などが必要であり、JA単独で対応するには事業規模が大きかった。そこで、JAと福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センターは、ヒイズルの代表が認定農業者となり公的農業制度資金を借り入れることを想定して、認定農業者の認定申請に必要な農業経営改善計画の策定支援を行った。

しかしコロナ禍で資材や飼料価格は高騰

する一方で牛肉の価格は低迷するという状況下でもあり、借入には至らなかった。その後も他の金融機関との連携を模索するなかで、ヒイズルがもともと取引をしていた飯塚信用金庫の名前があがった。JAの担当者が連絡をとると、飯塚信用金庫からも前向きな返答があり、ヒイズルの代表、飯塚信用金庫、飯塚普及指導センター、JAふくおか嘉穂の4者で対応を検討することとなった。JAからは、金融共済部金融課、リスク管理部審査保全課、同部リスク管理課、営農部園芸畜産課の職員が参加した。

それからの対応は速かった。飯塚信用金庫から融資を実行するための手法についての提案が行われるなど、地域のためにも何とかして対応しようとする姿勢にJAの担当者は協同組合としての思いは一緒だと感じたという。何度か会議を開催して両者の役割分担を検討した結果、素牛についてはJA営農部が預託事業として対応し、食肉加工場の建設・機械導入にかかる設備資金についてはJA金融共済部が融資、運転資金については飯塚信用金庫が融資を行うこととなった。食肉加工場の建設には、中小企業庁の事業再構築補助金を活用した。

預託事業とは、JAが素牛を購入して農家に貸し付け、農家が既定の期間肥育した後、牛の販売代金から素牛の購入費、販売経費、飼料代などを差し引いた金額が農家に支払われる仕組みである。農家にとっては導入コストが少なく済むが、牛の販売価格の低迷や飼料代などの高騰によって得られる利益が縮小したり、マイナスになったりす

る恐れもある。JAは他の畜産農家にも預託事業を行っているが、コロナ禍での新規参入に対応することはリスクがないわけではなかった。しかし、地元のブランド牛を存続する意義やコロナ後の将来性を見込んで対応することを決めた。

21年1月に素牛2頭からヒイズルの肥育経営が始まった。ほぼ毎月新しい素牛が導入され、100頭規模の牧場で徐々にヒイズルの預託分が増えるかたちで経営が引き継がれた。22年9月に初めての牛を出荷するタイミングで、あかね荘の隣に精肉や加工品を販売する直売所もオープンした。また、23年4月には筑穂牛ホルモンやウィンナー、肉巻きおにぎりなどを24時間販売する冷凍自動販売機も設置した。

(5) 取組みの効果

現在、ヒイズルの代表は、筑穂牛の生産者としてJA筑穂支所肥育牛部会に加入し、部会員として筑穂牛などの販売促進にも参加している。ヒイズルの筑穂牛はJAが運営する農産物直売所「かほ兵衛の台所」で販売され(写真2)、JAのギフト商品カタログにラインアップされているほか、JA加工品の筑穂牛カレーにも用いられている。

一方の飯塚信用金庫もヒイズルから加工品の販売について相談を受け、九州経済産業局の事業を紹介するなど伴走支援を継続している。ヒイズルは、九州経済産業局が民間のコンサルタントとともに設置したコンサルティングチームの23年度の支援対象として選定され、事業戦略構築についての



写真2 農産物直売所「かほ兵衛の台所」の筑穂牛コーナー(農中総研撮影)

アドバイスを受けた。

融資前に組成された4者の会議体は、JA、信用金庫ともに担当者が異動したこともあり融資後は開催されていないが、今回の取組みを経てJA、信用金庫それぞれが同社とのつながりを深めたとみられる。

JAと信用金庫が連携して融資を行うケースは珍しく、おそらく全国で初めて業態の垣根を越えて協同組織金融機関間の連携が達成されたケースとなった。また、地域にとっては、飯塚市にはオリジナルの農産物ブランドが少ないこともあり、筑穂牛というブランドが維持されたことは大きい。料理専門店が危機に瀕したブランドを存続させるために自ら肥育に乗り出したというストーリーがマスコミなどで取り上げられる機会も増え、筑穂牛への注目も高まってい

る。

4 事例にみるポイントと今後の方向性

以上みてきたJAバンクにおける2つの事例から、ESG地域金融のポイントと、今後想定される方向性をまとめることによって、本稿のおわりにかえたい。

(1) 事例にみるポイント

本稿では、特に連携に着目してJAバンクのESG地域金融の事例を紹介した。愛知のケースでは、JA愛知信連とJA愛知北、JA愛知中央会、尾張農林水産事務所農業改良普及課が、福岡のケースでは、JAふくおか嘉穂、飯塚信用金庫、福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センターが連携して融資や非金融支援を行った。

事例にみるとおり、農業の担い手が法人化により規模拡大したり農業外から新規参入したりすることによって、融資の額が大きくなったり支援の内容が複雑化したりしている。農協など協同組織金融機関は、営業区域が限定されていることもあり、融資対象の規模や事業エリアの拡大によって単独での対応が難しくなるケースが生じることも想定される。

JAバンクにおいてこうした状況に対処していくにあたっては、まず、農協の内部で信用事業部門と営農経済部門の連携をしっかりと行ったうえで、農協、信連、農林中金、中央会などJAグループ内での連携、ま

た、他の金融機関や行政関連の組織との連携が有効であることが事例からわかった。2事例ともに複数組織間の連携があったことで融資や幅広い非金融支援が実施できた面があり、連携はESG地域金融の実現可能性を高めるのに重要な役割を果たすと考えられる。

また、融資とともに行われた非金融支援が大きな効果を上げていることもわかった。愛知のケースでは、JGAP認証取得支援により販路拡大への道筋がただでなく、農業法人内の安全管理意識や従業員の安心感が高まり、GAPが親和性をもつSDGsへの貢献も達成されているといえる。また取引先との交渉や労働者確保、圃場管理システムの導入、補助金活用に関する支援を行うことによって、農業法人が農産物栽培以外の作業にかかる労力を減らし、農作業に集中できる環境を整えることができている。福岡のケースにおいても、JA、信用金庫がそれぞれの強みをいかして販路拡大などに関する支援を実施している。特に非金融支援においては、強みをもつ分野が異なる組織が連携することによって、支援の幅を広げることが可能になるとみられる。

そしてESG地域金融の重要なポイントは、融資先にメリットがあるというだけでなく、地域の環境や経済にもよいインパクトが生み出されていることである。2つの事例においては、耕作放棄地が拡大せず農地が維持されたり、オリジナルブランドが存続し畜産経営が維持されたりすることで、雇用を含め地域の活力が失われずに済

んでいる。また、両方の事例において、近隣農家と協力して肥料や飼料を作る循環型の取組みが行われており、それを継続できたことは環境面においてもよい効果を持続できたとみることができる。さらに融資を行ったJAバンク、信用金庫にとっても融資先とのつながりを深めることによって取引の拡大が見込めるというメリットがあり、こうした関係性が第1図に示された地域経済のエコシステムの構築をもたらすと考えられる。

(2) 今後の方向性

本稿では、JAバンクの取組みをESG地域金融という観点からとりあげたが、いずれの当事者もESG地域金融を行うことが第一の目的であったわけではない。ゴトーアグリは「地域の農業を守りたい」、ヒイズルは「筑穂牛を守りたい」という地域への強い思いを持っており、その思いにJAバンクや信用金庫は共感し対応した。このような対応は、組合員や会員のニーズに応えるために設立された協同組織金融機関にとっては自然なことであり、それが結果としてESG地域金融にあてはまっている。その意味では、冒頭のESG地域金融の定義に関連して「ESG地域金融の本質は、これまでも地域や地域企業の課題解決に向けて地域金融機関が取り組んできた取組に内在しているものである」というのはまさにそのとおりである。

一方で、従来からの本質的な取組みの延長戦として、それをことさらにアピールし

ようとしないことも協同組織金融機関にはよくあることである。しかし、ESG地域金融への関心が高まっていることを踏まえると、積極的に情報を発信したり、融資や非金融支援が与えたインパクトをデータなどで示したりすることも重要になるとみられる。GAPのような認証を取得することもSDGsへの貢献を具体的に示すものであるし、24年3月から本格的にスタートした「みえるらべる」制度も農産物における温室効果ガス削減や生物多様性保全の状況を見える化するものである。こうした制度も活用しながら、融資先とともに取組みのインパクトを示していく動きが今後さらに進展すると考えられる。

ただし、協同組織金融機関の場合は、一般的に融資や融資先への支援が長期にわたり切れ目なく継続することが多く、一定の期間で区切って成果をみるのが難しい可能性もある。また、2つの事例においては以前から近隣農家同士で協力して肥料や飼料を作る循環型の取組みが行われてきている。融資や非金融支援によって新たにこうした取組みが生まれた場合は環境面における成果が分かりやすく評価しやすいが、維持・継続となると環境面でどのように評価するのかについても検討が必要だと考えられる。

他方、連携については、協同組織金融機関系統の場合、単位組合と連合会との連携は、融資規模の拡大や内容の複雑化などにより今後一層拡大していくだろう。一方で福岡のケースにみられるような業態の垣根

を越えた連携については急速に広がることは想定しにくいだが、潜在的な余地はあるように感じられる。

地域に複数存在する協同組織金融機関は、その組合員／会員基盤は異なるものの、住宅ローンの分野などでは競合関係にあることが多く、日ごろの業務において連携関係にあるわけではない。福岡のケースでは、事業規模の大きさに加えて、筑穂牛の肥育という農業分野と、加工品の販売といった信用金庫が得意とする分野の両方にまたがるケースであったことで、農協と信用金庫の連携が行いやすかったという面もあるようだ。こうした事情を勘案すると、地域の企業が農業生産に参入するケースや、地域の特産物を生かした加工品づくり・販売のケースなどで、連携の可能性がありそうである。連携することによってそれぞれの組織単独では困難な融資が可能になる場合もあるため、組合員／会員や地域のためという思いを共有する協同組織金融機関の業態を越えた連携には大きな意義があると考えられる。福岡に続く事例が生まれることが期待される。

<参考文献>

- ・ESG金融懇談会（2018）「ESG金融懇談会提言——ESG金融大国を目指して——」
- ・環境省（2020）「ESG地域金融実践ガイド」
- ・環境省（2021）「ESG地域金融実践ガイド2.0」
- ・環境省（2022）「ESG地域金融実践ガイド2.1」
- ・環境省（2023）「ESG地域金融実践ガイド2.2」
- ・環境省（2024）「ESG地域金融実践ガイド3.0」
- ・農林水産省（2022）「農林水産業・食品産業に関するESG地域金融実践ガイダンス<第1版>」
- ・農林水産省（2023）「農林水産業・食品産業に関するESG地域金融実践ガイダンス<第2版>」

- ・農林水産省（2024a）「農林水産業・食品産業に関するESG地域金融実践ガイドンス＜第3版＞」
- ・農林水産省（2024b）「農林水産業・食品産業に関するESG地域金融「モデル事例集」」
- ・農林水産省（2024c）「GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢」
- ・家森信善編（2024）『未来を拓くESG地域金融—持続可能な地域社会への挑戦—』神戸大学出版会

（しげとう ゆかり）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2024

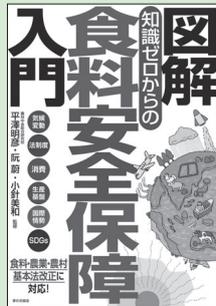
A4判 186頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11
E-mail toukei-jouhou@nochuri.co.jp
発 行…農林中央金庫
〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

〈発行〉 2025年1月

発刊のお知らせ



図解 知識ゼロからの 食料安全保障入門

農林中金総合研究所・
平澤明彦・阮 蔚・小針美和 監修

2024年12月18日発行 A5判192頁 定価1,800円（税別）（一社）家の光協会

2020年から2022年にかけて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行や、輸入食料・資材の値上がり、ウクライナ紛争が相次ぎ、食料の安定供給に関心が高まりました。その結果、農政の大枠を定める食料・農業・農村基本法の改正に至り、今や食料安全保障は基本法の第一の基本理念となりました。しかし依然として将来にわたる食料輸入の不確実性は拭えず、国内の農業生産基盤も脆弱化の中で、食料安全保障の確保は国民全体に関わる重要な課題です。そうしたことから国内外の食料安全保障について総体的に解説する本書の刊行が決まりました。

本書では、食料安全保障とは何か、なぜ世界と日本で問題になっているのか、世界と日本の事情の違い、といった点を解説し、日本については過去の経験を踏まえたうえで現状と課題、取り組みについて基礎的情報を提供する意図で執筆しています。

（本書「はじめに」より）

目 次

- 第1章 食料安全保障の基本的な概要を知る
- 第2章 世界の食料安全保障はどうなっているのか
- 第3章 食料安全保障を脅かすリスクを知る
- 第4章 日本における食料安全保障のあゆみ
- 第5章 日本の食料安全保障はどうなっているのか
- 第6章 消費者が食料安全保障に貢献するためには

購入申込先……………（一社）家の光協会 TEL 03-3266-9029
問合せ先……………（株）農林中金総合研究所 TEL 03-6362-7700

更新するということ

先日、縁あって中国・深圳にて世界トップシェアのドローン製造企業のオフィスに訪問する機会をいただいた。当該企業の製品はドローンをはじめ世界中の様々な分野で取り扱われており、日本でも利用者が多い。訪問時に受けたレクチャーや製品の性能に感銘を受け、帰国後に当該企業の製品(ポケットジンバルカメラ)を購入してみたところ、とても使い勝手がよく、今では家族旅行時に欠かせず持ち歩いている。

訪問時に様々なレクチャーを受けたが、中でも最も印象的だったのは「日本人は当社の製品をとてども丁寧に扱う。慎重なぐらいに。それゆえに事故が他国に比べて圧倒的に少ない」というコメントであった。

他方、弊社研究員からの各種報告を聞いていると「施設の老朽化が著しい」ということがよく話題にのぼる。また私事だが、今年度は我が家の電化製品(洗濯機・冷蔵庫・食洗器)の故障が相次ぎ、家族一同で大慌てする事態になってしまった。まったく次元の違う話だが、ビジネスでもプライベートでも「老朽化」に直面した1年であった。

老朽化について国土交通省のホームページを見ると「我が国の社会資本ストック(道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等)は高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されています。今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなる見込みであり、このように一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められています」との記載がある。インフラの老朽化は機能を損なうだけでなく予想外の事故の要因にもなる。また頻発する地震や近年の気候変動といった災害から身を守る意味でも、適切な維持管理や施設の更新といった対策が急務となっているのが伺える。

農業に目を向けると「全国のカントリーエレベーターや野菜・果実の集出荷施設といった共同利用施設の75%が、向こう5年間で耐用年数を迎える。法定耐用年数が把握可能な施設が対象で、2024年度までに耐用年数を迎える施設数は62%に上る。食料の安定供給を支える共同利用施設の更新が急務となっている。」

(2024.11.23日本農業新聞、JA全中調査)と報道されている。

冒頭で触れたとおり「日本人はモノを大事に使う」と他国から評価されていることは、日本人としてとても誇らしい。ちょうど20年前、2005年に「もったいない」という言葉が、ケニアの環境保護活動家で、環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したワンガリ・マータイさんによって世界共通語として広められたことを思い出した。

全国各地の共同利用施設も日本人でなければ、これほどまで長期に使えることはなかったのではないかと。ただし、その勤勉さをもってしても、とうとう限界点に到達し、悲鳴ともいえる事象が全国各地で発生し、更新ニーズが高まってきているのではないかと思う。

「大事にして使ってきたけど、さすがにもう持たないよ」というのが本音なのではないかと思う。

このような実態を踏まえ、農林水産省は2024年度補正予算で老朽化した共同利用施設の再編を支援する事業を新設、産地が利用しやすい事業としたのはとても時宜を得たものであったと感じた次第である。今後も同様の措置を期待したい。

更新とは「新しく改めること」とある(学研・現代新国語辞典)。

「すべてを新しくする」ことだけではなく、「従来の基礎を活かし、新たなものも組み合わせる」のも「新しく改めること」と私は解釈している。

弊社は1990年設立、今年で35年目を迎える。

ひと昔前まで弊社研究員は生え抜きが大多数を占めていたが、近年は他社でキャリアを積んだ後に弊社に入社する研究員も徐々に増えてきており、生え抜き研究員との組合せで次々と新しい成果が出せるようになってきたと感じている。これも言い換えれば「更新」にあたると思っている。

従来の基礎を活かし、新たな組合せも織り交ぜながら、「不易流行」の精神で皆さまの期待に応えられるよう精進してまいりますので、2025年度も引き続き弊社をご愛顧いただくようよろしくお願いいたします。

(株)農林中金総合研究所 代表取締役社長 高 義行・たか よしゆき

統計資料

目次

| | |
|---|------|
| 1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) | (55) |
| 2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) | (55) |
| 3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) | (55) |
| 4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) | (56) |
| 5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 | (56) |
| 6. 農業協同組合 主要勘定 | (56) |
| 7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 | (58) |
| 8. 漁業協同組合 主要勘定 | (58) |
| 9. 金融機関別預貯金残高 | (59) |
| 10. 金融機関別貸出金残高 | (60) |

統計資料照会先 農林中金総合研究所コーポレート企画部
T E L 03 (6362) 7700
F A X 03 (3351) 1159

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

| 年月日 | 預金 | 発行債券 | その他 | 現金預け金 | 有価証券 | 貸出金 | その他 | 貸借共通計 |
|----------|------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 2019. 12 | 65,007,106 | 904,143 | 33,746,302 | 21,596,296 | 53,422,982 | 18,770,545 | 5,867,728 | 99,657,551 |
| 2020. 12 | 65,136,424 | 423,506 | 34,195,776 | 18,486,116 | 47,749,217 | 20,957,272 | 12,563,101 | 99,755,706 |
| 2021. 12 | 65,100,951 | 386,421 | 34,100,737 | 19,759,392 | 42,899,136 | 21,044,141 | 15,885,440 | 99,588,109 |
| 2022. 12 | 63,838,297 | 416,777 | 33,750,027 | 20,578,634 | 41,338,489 | 15,058,139 | 21,029,839 | 98,005,101 |
| 2023. 12 | 64,358,780 | 385,783 | 31,289,071 | 19,847,974 | 44,580,160 | 14,872,052 | 16,733,448 | 96,033,634 |
| 2024. 7 | 59,095,272 | 382,410 | 28,324,725 | 13,483,390 | 41,063,373 | 15,247,869 | 18,007,775 | 87,802,407 |
| 8 | 58,146,761 | 363,531 | 26,743,559 | 16,640,243 | 39,426,962 | 15,077,543 | 14,109,103 | 85,253,851 |
| 9 | 58,833,988 | 358,224 | 23,249,059 | 17,762,054 | 38,230,289 | 14,865,197 | 11,583,731 | 82,441,271 |
| 10 | 58,312,281 | 462,220 | 23,206,280 | 15,213,837 | 37,582,170 | 14,657,500 | 14,527,274 | 81,980,781 |
| 11 | 57,222,044 | 453,573 | 19,947,698 | 15,490,692 | 34,814,148 | 14,761,025 | 12,557,450 | 77,623,315 |
| 12 | 57,828,455 | 475,662 | 21,979,205 | 17,204,060 | 35,900,021 | 15,136,212 | 12,043,029 | 80,283,322 |

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2024年12月末現在

(単位 百万円)

| 団体別 | 定期預金 | 通知預金 | 普通預金 | 当座預金 | 別段預金 | 公金預金 | 計 |
|---------|------------|-------|-----------|--------|-----------|-------|------------|
| 農業団体 | 46,965,791 | - | 2,336,612 | 457 | 384,250 | - | 49,687,110 |
| 水産団体 | 1,719,487 | - | 77,025 | - | 3,039 | - | 1,799,551 |
| 森林団体 | 2,567 | - | 6,075 | 5 | 201 | - | 8,847 |
| その他会員 | 1,046 | - | 15,462 | - | - | - | 16,507 |
| 会員計 | 48,688,890 | - | 2,435,173 | 462 | 387,490 | - | 51,512,016 |
| 会員以外の者計 | 751,635 | 3,348 | 569,876 | 76,153 | 4,912,861 | 2,566 | 6,316,440 |
| 合計 | 49,440,526 | 3,348 | 3,005,049 | 76,615 | 5,300,351 | 2,566 | 57,828,456 |

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 90,290百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2024年12月末現在

(単位 百万円)

| 団体別 | 証書貸付 | 手形貸付 | 当座貸越 | 割引手形 | 計 | |
|-------|------------|---------|-----------|---------|------------|---------|
| 系統団体等 | 農業団体 | 452,499 | 126,977 | 185,238 | - | 764,713 |
| | 開拓団体 | - | - | - | - | - |
| | 水産団体 | 18,675 | 734 | 10,868 | - | 30,278 |
| | 森林団体 | 1,453 | 571 | 3,211 | 11 | 5,246 |
| | その他会員 | 640 | 190 | 20 | - | 850 |
| | 会員小計 | 473,267 | 128,472 | 199,337 | 11 | 801,087 |
| | その他系統団体等小計 | 114,988 | 4,309 | 80,569 | - | 199,867 |
| 計 | 588,255 | 132,781 | 279,906 | 11 | 1,000,954 | |
| 関連産業 | 5,479,797 | 47,501 | 1,299,716 | 2,295 | 6,829,309 | |
| その他 | 7,107,887 | 266 | 197,797 | - | 7,305,949 | |
| 合計 | 13,175,939 | 180,548 | 1,777,419 | 2,307 | 15,136,212 | |

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

| 年 月 末 | 預 金 | | | 譲 渡 性 預 金 | 発 行 債 券 |
|----------|------------|------------|------------|-----------|---------|
| | 当 座 性 | 定 期 性 | 計 | | |
| 2024. 7 | 8,917,638 | 50,177,634 | 59,095,272 | - | 382,410 |
| 8 | 8,743,005 | 49,403,756 | 58,146,761 | - | 363,531 |
| 9 | 8,946,449 | 49,887,539 | 58,833,988 | - | 358,224 |
| 10 | 8,491,330 | 49,820,951 | 58,312,281 | - | 462,220 |
| 11 | 7,481,326 | 49,740,718 | 57,222,044 | - | 453,573 |
| 12 | 8,387,150 | 49,441,305 | 57,828,455 | - | 475,662 |
| 2023. 12 | 11,403,746 | 52,955,034 | 64,358,780 | - | 385,783 |

(借 方)

| 年 月 末 | 現 金 | 預 け 金 | 有 価 証 券 | | 商品有価証券 | 買 入 手 形 | 手 形 貸 付 |
|----------|--------|------------|------------|-----------|--------|---------|---------|
| | | | 計 | う ち 国 債 | | | |
| 2024. 7 | 69,843 | 13,413,546 | 41,063,373 | 9,091,812 | 15,705 | - | 172,542 |
| 8 | 65,950 | 16,574,292 | 39,426,962 | 9,162,156 | 9,031 | - | 170,936 |
| 9 | 76,531 | 17,685,523 | 38,230,289 | 8,926,876 | 27,931 | - | 171,200 |
| 10 | 75,222 | 15,138,615 | 37,582,170 | 9,031,488 | 1,001 | - | 179,470 |
| 11 | 68,389 | 15,422,303 | 34,814,148 | 8,637,912 | 3,270 | - | 178,210 |
| 12 | 64,082 | 17,139,978 | 35,900,021 | 7,999,203 | 4,558 | - | 180,547 |
| 2023. 12 | 28,309 | 19,819,664 | 44,580,160 | 7,694,248 | - | - | 97,483 |

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

| 年 月 末 | 貸 方 | | | | |
|----------|------------|------------|-----------|---------|-----------|
| | 貯 金 | | 譲 渡 性 貯 金 | 借 入 金 | 出 資 金 |
| | 計 | う ち 定 期 性 | | | |
| 2024. 7 | 65,675,688 | 64,316,492 | 1,018,458 | 697,353 | 2,680,981 |
| 8 | 65,710,069 | 63,740,846 | 1,049,743 | 660,723 | 2,682,079 |
| 9 | 65,258,631 | 63,839,061 | 938,026 | 576,724 | 2,682,065 |
| 10 | 65,245,983 | 63,788,175 | 1,130,063 | 576,720 | 2,682,065 |
| 11 | 64,837,999 | 63,519,526 | 1,191,898 | 576,720 | 2,682,065 |
| 12 | 65,125,747 | 63,312,828 | 978,649 | 524,979 | 2,687,065 |
| 2023. 12 | 67,364,140 | 65,617,800 | 887,709 | 883,009 | 2,618,671 |

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

| 年 月 末 | 貸 金 | | | 借 入 金 | |
|----------|------------|------------|-------------|---------|---------------|
| | 貯 金 | | | 計 | う ち 信 用 借 入 金 |
| | 当 座 性 | 定 期 性 | 計 | | |
| 2024. 6 | 51,249,975 | 57,942,136 | 109,192,111 | 498,259 | 429,117 |
| 7 | 50,631,731 | 57,975,539 | 108,607,270 | 500,118 | 430,681 |
| 8 | 51,053,800 | 57,783,907 | 108,837,707 | 396,690 | 325,146 |
| 9 | 50,797,464 | 57,497,554 | 108,295,018 | 378,884 | 306,593 |
| 10 | 51,628,576 | 57,103,251 | 108,731,827 | 385,239 | 311,761 |
| 11 | 51,466,153 | 57,173,374 | 108,639,527 | 386,054 | 312,502 |
| 2023. 11 | 49,621,998 | 59,551,533 | 109,173,531 | 544,526 | 468,688 |

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

| コールマネー | 受 託 金 | 資 本 金 | そ の 他 | 貸 方 合 計 |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|
| 766,900 | 3,605,238 | 4,040,198 | 19,912,389 | 87,802,407 |
| 240,200 | 4,623,137 | 4,040,198 | 17,840,024 | 85,253,851 |
| 892,400 | 3,685,145 | 4,776,257 | 13,895,257 | 82,441,271 |
| 273,400 | 3,730,405 | 4,776,257 | 14,426,218 | 81,980,781 |
| 265,000 | 3,314,093 | 4,776,257 | 11,592,348 | 77,623,315 |
| 561,200 | 3,641,345 | 4,776,257 | 13,000,403 | 80,283,322 |
| 411,000 | 1,577,865 | 4,040,198 | 25,260,008 | 96,033,634 |

| 貸 出 金 | | | | コ ー ル ロ ー ン | そ の 他 | 借 方 合 計 |
|------------|-----------|---------|------------|----------------|------------|------------|
| 証 書 貸 付 | 当 座 貸 越 | 割 引 手 形 | 計 | | | |
| 13,670,827 | 1,402,535 | 1,964 | 15,247,869 | - | 17,992,071 | 87,802,407 |
| 13,580,552 | 1,324,470 | 1,584 | 15,077,543 | - | 14,100,073 | 85,253,851 |
| 13,283,956 | 1,409,217 | 823 | 14,865,197 | - | 11,555,800 | 82,441,271 |
| 13,063,253 | 1,413,098 | 1,677 | 14,657,500 | - | 14,526,273 | 81,980,781 |
| 13,150,613 | 1,430,620 | 1,581 | 14,761,025 | - | 12,554,180 | 77,623,315 |
| 13,175,939 | 1,777,418 | 2,306 | 15,136,212 | - | 12,038,471 | 80,283,322 |
| 13,315,387 | 1,457,238 | 1,943 | 14,872,052 | - | 16,733,449 | 96,033,634 |

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

| 現 金 | 借 方 | | | | 貸 出 金 | | |
|---------|------------|------------|---------|-----------|------------|-----------|---------------|
| | 預 け 金 | | コールローン | 金銭の信託 | 有 価 証 券 | 計 | うち金融 機関貸付金 |
| | 計 | うち系統 | | | | | |
| 95,344 | 40,327,023 | 40,273,503 | 140,000 | 1,841,553 | 18,564,046 | 8,787,823 | 2,363,845 |
| 96,030 | 40,332,269 | 40,283,499 | 195,000 | 1,843,776 | 18,398,996 | 8,827,205 | 2,372,318 |
| 107,836 | 39,789,987 | 39,739,997 | 180,000 | 1,868,027 | 18,427,598 | 8,216,166 | 1,835,784 |
| 90,756 | 39,499,137 | 39,438,733 | 240,000 | 1,875,488 | 18,595,064 | 8,338,594 | 1,825,478 |
| 89,853 | 38,965,633 | 38,904,851 | 225,000 | 1,876,999 | 18,730,073 | 8,411,722 | 1,956,169 |
| 111,552 | 39,161,031 | 39,104,068 | 246,000 | 1,881,539 | 18,599,605 | 8,394,535 | 1,947,346 |
| 86,073 | 42,099,673 | 42,038,010 | 105,000 | 1,800,816 | 18,612,530 | 8,808,595 | 2,333,415 |

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

| 現 金 | 借 方 | | | | 貸 出 金 | | 報 告 組 合 数 |
|---------|------------|------------|---------------------|-----------|------------|----------------|--------------|
| | 預 け 金 | | 有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託 | | 計 | うち公庫 (農)貸付金 | |
| | 計 | うち系統 | 計 | うち国債 | | | |
| 454,098 | 78,102,661 | 77,627,163 | 7,084,337 | 3,180,411 | 24,693,745 | 109,651 | 508 |
| 476,599 | 77,350,395 | 76,874,319 | 7,147,899 | 3,210,458 | 24,765,183 | 109,375 | 507 |
| 487,351 | 77,408,915 | 76,921,390 | 7,153,682 | 3,189,894 | 24,827,582 | 109,184 | 507 |
| 478,267 | 76,794,483 | 76,307,363 | 7,163,986 | 3,174,053 | 24,671,346 | 108,662 | 507 |
| 481,874 | 76,883,576 | 76,388,090 | 7,288,456 | 3,262,130 | 24,719,842 | 108,826 | 507 |
| 471,060 | 76,580,057 | 76,074,344 | 7,369,423 | 3,311,696 | 24,915,588 | 107,955 | 507 |
| 451,356 | 78,697,618 | 78,251,956 | 6,763,913 | 2,973,109 | 24,316,589 | 109,936 | 536 |

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

| 年月末 | 貸 方 | | | | 借 方 | | | | | |
|----------|-----------|-----------|--------|--------|--------|-----------|-----------|---------|---------|--|
| | 貯 金 | | 借 用 金 | 出 資 金 | 現 金 | 預 け 金 | | 有 証 券 | 貸 出 金 | |
| | 計 | うち定期性 | | | | 計 | うち系統 | | | |
| 2024. 9 | 2,544,701 | 1,596,611 | 22,582 | 61,228 | 20,363 | 1,899,141 | 1,821,369 | 115,766 | 522,321 | |
| 10 | 2,548,862 | 1,612,743 | 22,582 | 61,228 | 21,011 | 1,904,248 | 1,826,172 | 115,690 | 525,624 | |
| 11 | 2,533,881 | 1,601,317 | 22,582 | 61,228 | 20,719 | 1,885,937 | 1,805,459 | 117,293 | 527,734 | |
| 12 | 2,499,910 | 1,572,633 | 17,682 | 61,228 | 19,591 | 1,849,497 | 1,770,713 | 117,069 | 524,685 | |
| 2023. 12 | 2,479,811 | 1,609,618 | 37,183 | 58,595 | 18,899 | 1,918,121 | 1,852,617 | 96,899 | 491,402 | |

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

| 年月末 | 貸 方 | | | | | 借 方 | | | | | | 報 告 組 合 数 |
|----------|---------|---------|--------|-------------|------------|-------|---------|---------|-------|---------|---------------|--------------|
| | 貯 金 | | 借 入 金 | | 払込済 出資金 | 現 金 | 預 け 金 | | 有 証 券 | 貸 出 金 | | |
| | 計 | うち定期性 | 計 | うち信用 借入金 | | | 計 | うち系統 | | 計 | うち公庫 (農)資金 | |
| 2024. 7 | 747,750 | 364,571 | 62,020 | 40,700 | 92,778 | 5,160 | 783,238 | 773,612 | - | 94,600 | 955 | 71 |
| 8 | 751,838 | 362,707 | 62,140 | 40,798 | 92,829 | 4,869 | 791,785 | 781,530 | - | 92,952 | 953 | 71 |
| 9 | 765,245 | 363,483 | 62,067 | 40,313 | 92,864 | 4,465 | 808,924 | 799,354 | - | 89,759 | 951 | 71 |
| 10 | 789,007 | 381,756 | 62,395 | 40,018 | 92,901 | 5,132 | 834,704 | 825,069 | - | 90,501 | 938 | 71 |
| 2023. 10 | 856,292 | 424,810 | 67,212 | 43,035 | 97,669 | 7,138 | 886,454 | 876,058 | - | 106,294 | 1,886 | 74 |

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

| | | 農 協 | 信 農 連 | 都市銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | |
|---|---|----------|-------------|-------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| 残高 | 2021. 3 | 215,956 | 65,451 | 2,072,988 | 2,294,424 | 523,448 | 784,374 | 126,299 | |
| | 2022. 3 | 223,370 | 64,411 | 2,068,312 | 2,365,386 | 519,480 | 788,013 | 129,855 | |
| | 2023. 3 | 229,419 | 64,165 | 2,132,297 | 2,470,331 | 540,284 | 798,305 | 134,898 | |
| | <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> | | | | | | | | |
| | 前年同月比増減率 | 2023. 12 | 233,182 | 64,752 | 2,178,737 | 2,533,191 | 552,618 | 805,519 | 138,787 |
| | | 2024. 1 | 233,162 | 64,444 | 2,189,083 | 2,527,889 | 550,364 | 800,562 | 138,577 |
| | | 2 | 233,688 | 64,636 | 2,201,147 | 2,534,362 | 550,315 | 800,547 | 139,027 |
| | | 3 | 235,286 | 64,407 | 2,225,026 | 2,551,670 | 552,774 | 805,609 | 140,058 |
| | | 4 | 235,136 | 63,533 | 2,235,104 | 2,546,996 | 549,305 | 799,999 | 139,577 |
| | | 5 | 237,186 | 63,890 | 2,253,783 | 2,549,847 | 549,972 | 801,014 | 140,130 |
| | | 6 | 237,864 | 63,601 | 2,269,766 | 2,561,485 | 554,007 | 804,135 | 140,718 |
| | | 7 | 238,496 | 64,240 | 2,281,274 | 2,562,772 | 552,888 | 803,409 | 140,920 |
| 8 | | 239,075 | 64,549 | 2,269,817 | 2,574,000 | 554,718 | 805,338 | 141,146 | |
| 9 | | 238,979 | 63,804 | 2,264,426 | 2,581,507 | 556,015 | 809,443 | 142,001 | |
| 10 | | 239,414 | 65,131 | 2,274,739 | 2,587,001 | 554,737 | 807,114 | 141,906 | |
| 11 | | 241,098 | 64,556 | 2,284,357 | 2,611,972 | 559,540 | 809,280 | 142,421 | |
| 12 P | 240,500 | 64,472 | P 2,398,327 | P 2,641,888 | P 570,695 | 814,294 | ... | | |
| 前年 | 2021. 3 | 2.3 | 3.4 | 5.4 | 4.7 | 6.9 | 7.9 | 6.5 | |
| | 2022. 3 | 3.4 | △1.6 | △0.2 | 3.1 | △0.8 | 0.5 | 2.8 | |
| | 2023. 3 | 2.7 | △0.4 | 3.1 | 4.4 | 4.0 | 1.3 | 3.9 | |
| <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> | | | | | | | | | |
| 前年同月比増減率 | 2023. 12 | 2.6 | △0.0 | 2.7 | 3.4 | 2.6 | 1.1 | 3.9 | |
| | 2024. 1 | 2.5 | △0.5 | 3.4 | 3.2 | 2.6 | 1.0 | 3.8 | |
| | 2 | 2.5 | △0.3 | 3.9 | 3.1 | 2.5 | 1.0 | 3.8 | |
| | 3 | 2.6 | 0.4 | 4.3 | 3.3 | 2.3 | 0.9 | 3.8 | |
| | 4 | 2.2 | △0.1 | 5.1 | 2.9 | 1.7 | 0.4 | 3.6 | |
| | 5 | 2.5 | 0.3 | 5.9 | 2.9 | 1.7 | 0.8 | 4.1 | |
| | 6 | 2.6 | 0.9 | 6.4 | 3.1 | 2.0 | 1.0 | 4.2 | |
| | 7 | 2.5 | 0.9 | 6.8 | 2.9 | 1.5 | 1.0 | 4.0 | |
| | 8 | 2.6 | 0.9 | 6.0 | 3.3 | 1.8 | 1.2 | 3.9 | |
| | 9 | 2.4 | 0.5 | 5.4 | 2.9 | 1.5 | 0.7 | 3.5 | |
| | 10 | 2.5 | 0.9 | 5.8 | 3.1 | 1.4 | 1.0 | 3.5 | |
| | 11 | 3.1 | 0.1 | 5.3 | 3.8 | 2.1 | 1.3 | 3.7 | |
| 12 P | P 3.1 | △0.4 | P 10.1 | P 4.3 | P 3.3 | 1.1 | ... | | |

- (注) 1 表9 注1、注2に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)) 閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものととなります。

- ※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「詳細情報を見る」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2025年3月号第78巻第3号〈通巻949号〉3月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700 FAX 03-3351-1159
URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

印刷所

ナガイビジネスソリューションズ株式会社

農中総研のホームページ・YouTube公式チャンネルのご案内

『農林金融』などの農林中金総合研究所論文、『農林漁業金融統計』の最新統計データや「農中総研Webセミナー」などの当社動画がいつでもご覧になれます。

<ホームページ>



<YouTube>



よろしければチャンネル登録よろしくお願ひします